

市町及び介護サービス事業者のための

家庭内における高齢者虐待防止マニュアル

改訂版

平成18年3月

石 川 県

はじめに

県では、平成15年度に実施した「家庭内における高齢者虐待実態調査」の結果を踏まえ、平成16年6月に「高齢者虐待問題対策検討会」を設置して、虐待の早期発見・早期対応に向けた体制づくり等について検討を重ね、平成17年3月にその結果を「家庭内における高齢者虐待防止マニュアル」としてまとめて、市町をはじめ関係機関に配付しご活用いただいておりますが、その後、平成17年11月1日に、議員立法として「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、平成18年4月から施行されることとなりました。

この法律は、これまで定義のなかった高齢者虐待の態様を明確にしたほか、虐待防止や養護者支援等のための国や自治体等の責務、市町村長への立入調査権限の附与など虐待防止に向けた動きをさらに加速してくれるものと大いに期待されているところであります。

また、介護保険法の一部改正により、市町村が地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待の防止及びその早期発見等権利擁護事業を実施することとされたところであります。

今般、こうした動きを踏まえ、昨年度作成したマニュアルを見直し、改訂版としてお示しさせていただくことといたしました。

特に、今回は「県の役割」に関する内容を盛り込み、県といたしましても、虐待防止等に向け、積極的に取組むこととしておりますので、市町をはじめ関係各位の一層のご協力をお願い申し上げます。

高齢者虐待防止や養護者支援等に取り組まれる関係各位の一助として、本書をご活用いただければ幸いです。

平成18年3月

石川県健康福祉部長 木村博承

目 次

第 1 章	「家庭内における高齢者虐待実態調査」結果から	省略
	(平成 17 年 3 月発行分をご覧ください)	
第 1 章の 2	高齢者虐待の定義	
	(1) 養護者による高齢者虐待	P 2
	(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待	P 3
第 2 章	市町の役割	
1	総合相談窓口	
	(1) 基本的留意事項	P 4
	(2) 確認すべき事項	P 5
	(3) 相談者別の対応における留意事項	P 6
2	連携協力体制の整備(高齢者虐待防止ネットワークの形成)	
	(1) 高齢者虐待防止ネットワーク形成の目的・実施主体	P 8
	(2) ネットワークの種類と役割	P 9
	< 高齢者虐待防止ネットワーク及びその支援体制イメージ図 >	P 11
3	相談・届出・通報を受けた場合の対応	
	(1) 基本的な対応の流れ	P 12
	1) 虐待の相談・届出・通報があった場合の実態調査	P 13
	2) 虐待への対応(介入の考え方)	P 15
	< 高齢者虐待ケース記録様式(例) >	P 19
	(2) 「やむを得ない事由による措置」の手続き	P 22
	1) 「やむを得ない事由による措置」の趣旨・目的	P 22
	2) やむを得ない事由と措置の内容	P 22
	3) 手 順	P 23
	< やむを得ない事由による措置までの対応フローチャート >	P 24
	4) 「やむを得ない事由による措置」事務手続き	P 25
	< Q & A >	P 32
4	人材の確保及び資質の向上	
	(1) 人材の確保	P 35
	(2) 資質の向上	P 35
5	住民への広報・啓発	
第 2 章の 2	県の役割	

1	処遇困難事例検討会	
	(1) 目的	P 37
	(2) 実施主体	P 37
	(3) 構成メンバー	P 37
2	高齢者虐待総合対策検討会	
	(1) 目的	P 37
	(2) 実施主体	P 38
	(3) 構成メンバー	P 38
3	その他	

第3章 介護サービス従事者等の役割

1	早期発見と通報	
	(1) 早期発見のために	P 39
	(2) 虐待発見の通報	P 39
	<虐待を疑うきざし(兆候)>	P 41
2	専門職(機関)別の求められる役割	
	(1) 地域における相談役	P 43
	(2) 介護支援専門員(ケアマネジャー)	P 43
	(3) サービス提供事業者等	P 44
	(4) 弁護士	P 45
	(5) 警察	P 45
	(6) 県保健福祉センター	P 45
	<虐待が発生しやすいリスク要因>	P 46

[参考]

(1)	成年後見制度について	P 49
	<市町長申立てフローチャート>	P 51
	<相談窓口>	P 52
(2)	福祉サービス利用支援事業について	P 55
	<相談窓口>	P 59
(3)	地域支援事業について	P 60
(4)	高齢者虐待に関する市町相談・届出・通報窓口	P 62
(5)	関係相談窓口	P 64
(6)	県における認知症等関連相談窓口	P 65
(7)	石川県高齢者虐待総合対策検討会委員名簿	P 66
(8)	関係法令等	P 67
(9)	全国介護保険担当課長会議資料	P 80
(10)	参考文献	P 82

第 1 章の 2 高齢者虐待の定義

これまで、高齢者虐待の定義は定まっていなかったが、平成 17 年 11 月 1 日に成立した「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」において、明確に規定された。

高齢者虐待とは

- ・ 養護者による高齢者虐待
- ・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待

の 2 つを指すものである。

1 「養護者」

高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの

2 「養介護施設従事者等」

次に掲げる養介護施設又は養介護事業において業務に従事する者

区分	内 訳
養介護施設	老人福祉施設（老人福祉法 5 条の 3） 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター 有料老人ホーム（老人福祉法 29 条 1 項） 地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法 8 条 20 項） 特別養護老人ホーム（定員 29 人以下） 介護老人福祉施設（介護保険法 8 条 24 項） 特別養護老人ホーム（定員 30 人以上） 介護老人保健施設（介護保険法 8 条 25 項） 介護療養型医療施設（介護保険法 8 条 26 項） 地域包括支援センター（介護保険法 115 条の 39 1 項）
養介護事業	老人居宅生活支援事業（老人福祉法 5 条の 2 1 項） 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業 居宅サービス事業（介護保険法 8 条 1 項） 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売を行う事業

養介護事業	地域密着型サービス事業（介護保険法 8 条14項） 夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業
	居宅介護支援事業（介護保険法 8 条21項） 居宅サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う事業
	介護予防サービス事業（介護保険法 8 条の 2 1 項） 介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売を行う事業
	地域密着型介護予防サービス事業（介護保険法 8 条の 2 14項） 介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業
	介護予防支援事業（介護保険法 8 条の 2 18項） 介護予防サービス計画の作成及び指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う事業

（ 1 ）養護者による高齢者虐待

次のいずれかに該当する行為をいう。

養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

ア 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

イ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるア、ウ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ウ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

エ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

養介護施設従事者等が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う次に掲げる行為をいう。

- ア 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- イ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ウ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- エ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- オ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

第2章 市町の役割

1 相談窓口

(1) 基本的留意事項

市町は、相談窓口となっている部局（委託している場合は委託先において受け付ける部署等）を明示すること等により周知しなければならない。

また、併せて高齢者虐待対応協力者の名称を明示等し、周知しなければならない。

窓口へは、虐待されている高齢者（以下「高齢者」という。）からの相談や届出、虐待を行っている養護者（以下「虐待者」という。）からの相談、近隣住民や関係機関等からの通報のほか、匿名の通報もあり得る。

いずれの場合であっても、以下の点に十分配慮をする。

- ア 不安や不信感を相手に与えない
- イ 窓口へ相談等を寄せた者（以下「相談者」という。）の思いを受け止め、相手が話しやすいよう努める
- ウ 事実を確認する
- エ 相手が話したいことを整理して、かかわっていく方向性を判断する
- オ プライバシーを保護する

< 具体的留意事項 >

ア 不安や不信感の払拭

相談者が個人の場合には、相談に躊躇(ちゅうちょ)する気持ちや、相談後の事態の危惧感から不安な心理状態で相談等してくることが考えられる。

イ 傾聴

「誠心誠意傾聴する」ことを基本的態度とする。

ウ 虐待の可能性

あくまでも客観的な事実のみを捉える。

ただし、どんな相談にしても、誰かが虐待を疑った場合、その可能性は否定できず何らかの支援の必要性がある。

エ 初期対応

短時間で、しかも限られた情報の中で、かかわっていく方向性を判断しなければならないが、なかでも重要なことは緊急性の判断である。

オ プライバシーの保護

相談した内容が当事者に知られては困るのか、知られてもかまわないのか、知らせてすぐ対応することを望んでいるのかといった意向を確認し、個人のプライバシーの保護に細心の注意をはらわなければならない。

< 対応の姿勢 >

- ア 対応の姿勢としては、『虐待はどのようなものでも絶対に許されない』という「高齢者の権利の擁護」は当然ながら、一生懸命に長年介護をしている者が虐待をしてしまうケースも多いことから、介護負担軽減等の予防的な観点での「家族介護者等の支援」の姿勢が大切である。
- イ 虐待の事実が確定していてもいなくても、介入する目的は、虐待者を懲らしめることではなく、介護負担の軽減等により虐待を防止することである。
- ウ 話の中で、遠い先の方向性（施設入所など）をすぐに示す必要は無いが、少し先の見通し（サービスの利用など）を示すことは、現在の状況に困り切った相手にとって、生活上の変化が期待できるとともに、希望にもつながる。
- エ ただし、単なる一時的な助言や注意だけでは改善が望みにくいので、全体的な虐待の状況、危険性、家族や養護者の特性などを総合的に勘案・評価し、何が問題か、どこから働きかけていくことが解決につながっていくのかを的確に把握して、ソーシャルワークアプローチと行政権限・司法介入の手法選択を極力早期に決断すべきである。
- オ 高齢者虐待対応協力者とのネットワークミーティング開催等により、連携協力して幅広い視点で対応策を検討することが必要である。

(2) 確認すべき事項

相談者と高齢者の関係

相談者が誰であるかによって、今後の支援の方向性や介入方法が違ってくため、相談者は高齢者とどのような関係にある人物なのか、把握するように努める。

支援の希望

知らせてすぐに対応することを望んでいるのか、相談したけれど、何とか自分で対応しようと思っているのか、その後の支援には欠かせない情報である。

確認機会の確保

今後の対応につなぎやすくするため、訪問や面接（電話等も含めて）で、事実の確認ができる機会を探ることも大切である。

なお、以上を含め、あらかじめ必要事項を記載した「高齢者虐待ケース記録様式（例）」（P 19～21 参照）を作成し、これに基づいて聴取した方がよい。

(3) 相談者別の対応における留意事項

高齢者からの相談・届出

- ・ どのような意図があるのか、その思いを受け止める。
はっきりと自分の意志表示（施設に入りたい、病院に行きたいなど）ができない場合には、虐待の具体的な事実や認知症の有無などの確認が必要である。
- ・ 市町が主体的に高齢者の安全を守ること、また相談した内容などプライバシーは保護されることを伝えたくて、高齢者の状況を把握する。
（協力者の有無、虐待の内容と程度、1人で行動できる範囲、連絡方法等）
- ・ 市町の援助の内容、方法を具体的に説明する。
- ・ 高齢者と関わりのある機関と協力して解決していくことへの理解を得る。

虐待者からの相談

- ・ 虐待者は、何とかしたいという思いで助けを求めて相談していることが考えられることから、非難や批判をせず、どのような援助を求めているのか、相手の訴えに傾聴し、虐待者の気持ちをしっかりと受け止める。
- ・ 虐待者の状況を把握する。
（虐待の内容と程度、高齢者に対する気持ち、高齢者との人間関係、生活の状況、援助者（親族・関係機関）の有無など）
- ・ 介護している背景を洞察しながら、相談者のプライバシーを保護することを伝えたくて、共に問題を考える姿勢を示し、必要な場合には、市町の援助の内容、方法を具体的に説明し、介護負担の軽減など、解決への方法や見通しについて具体的な助言や指示をする。
- ・ 来所できなければ訪問することを伝える。

家族、親族からの相談・通報

- ・ 家族や親族としての立場や心配を受け止めながら話に傾聴し、虐待者や高齢者との関係等についての情報を聴取する。
- ・ 相手が家族である場合は、虐待状況の中に置かれている当事者として受け止め、共に家族の問題を考える姿勢で向かい合う。
解決の方法や見通しについて具体的な助言や指示を必要に応じ行う。

- ・ 相手が親族である場合は、虐待者への恐れからの躊躇や、家族間の軋轢(あつれき)による中傷等が含まれることもあるので、事実は何かという点を踏まえ、プライバシーを守りつつできるだけ詳しく状況を把握し、正しい判断をするよう心掛ける。具体的助言や指示等は慎重に行わなければならない。

近隣住民からの通報

- ・ 虐待者や高齢者との関係等(虐待者の友人なのか、高齢者の知り合いなのか)についての情報を聴取する。
ともすると虐待者を一方的に責める傾向にあり、十分注意した対応が必要である。
- ・ 通報受理後は、高齢者の安全の確認をはじめとして市町が責任をもって対応することを伝えるとともに勝手に行動しないよう説明する。
- ・ 匿名や関係性を伏せた通報の場合には、相手のプライバシーの保護を丁寧に説明し、氏名・住所・連絡先等を教えてもらう努力をする。
また、以後の情報を受ける窓口として、担当者名を伝える。

民生委員からの相談・通報

- ・ 詳細に内容を聴取し、以後は、高齢者の安全の確認をはじめとして市町が責任をもって対応することを伝える。

介護サービス従事者等からの相談・通報

- ・ 詳細に内容を聴取し、以後は、高齢者の安全の確認をはじめとして市町が責任をもって対応することを伝える。

いずれの相談、届出、通報についても、聴取する際には、別記「高齢者虐待ケース記録様式(例)」(P19~21参照)を用いることとして、今後の支援の方向性等の検討に資するため、客観的で詳細な情報把握に努めることが必要である。

2 連携協力体制の整備（高齢者虐待防止ネットワークの形成）

（1）高齢者虐待防止ネットワーク形成の目的・実施主体

高齢者虐待に対応していく時は、複雑な問題（人間関係、経済的な問題、疾病、近隣との関係等）が絡み合い、介入が困難なケースなど、客観的な事実が把握しにくく、一つの機関だけでは対応しきれない場合がある。

そのため、地域において高齢者に関わる関係機関が、情報を共有し、同じ目的を持って活動することを認識している「集団（ネットワーク）」と「場（ネットワークミーティング）」が必要である。

今後は市町において、高齢者虐待防止のためのネットワークを形成し、関わりの方向性の統一を図るとともに、地域の高齢者虐待対応協力者が、その役割を活かした支援を行い、住み慣れた地域における高齢者の安心した生活の確保に資する。

「高齢者虐待防止ネットワーク」の中核となる機関

市町（地域包括支援センター）を中心として、高齢者虐待対応協力者との連携を密にし、高齢者虐待防止策を検討し、また、虐待事例への対応時点や状況に応じて、別記の「高齢者虐待防止ネットワーク及びその支援体制イメージ図（P 11）」を参考に、ネットワーク（チーム）を構築し、それぞれのネットワークのコーディネートを行う。

「高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」の設置

保健福祉担当部局その他の関係部局、県保健福祉センター、社会福祉協議会、保健福祉施設、医療機関、居宅介護支援事業所、警察署、消防署、弁護士、民生委員、家族会、住民自治組織など地域の多様な関係者からなる運営委員会を設置する。

運営委員会においては、ネットワークの適正な運営の確保、地域住民への広報・普及活動や対応事例の傾向等の分析などを行う。

運営委員会の設置を、「地域包括支援センター運営協議会」を活用して行う場合には、その機能を充実強化し、本来の役割・機能がおろそかにならないように十分に注意する。

(2) ネットワークの種類と役割

3種類 of ネットワークによる対応

別記「高齢者虐待防止ネットワーク及びその支援体制イメージ図（P11）」

市町（地域包括支援センター）は、実際の虐待の事例に応じて、その都度高齢者虐待対応協力者を招集し、情報の具体化と役割分担を明確にし、今後の方向性などについて検討する。

なお、メンバー構成については、地域の実情に応じたものでかまわない。また、必要によってはネットワーク間相互のメンバー構成でもよい。

早期発見・地域見守りネットワーク

・ 構成メンバー
人権擁護委員、民生委員、介護従事者、家族会、自治組織、老人クラブ会員等

- ・ 日頃からの声かけ等による高齢者の情報収集に努めて、虐待の未然防止・早期発見につなげる。
- ・ ネットワークミーティングに参加し、高齢者周辺の構成メンバーが連携して見守り、情報収集、報告を行う。

サービス機関ネットワーク

・ 構成メンバー
域内すべての居宅介護支援事業所、医療施設、居宅サービス事業所、社会福祉施設等

- ・ ネットワークミーティングに参加し、連携してサービスの提供体制の調整・実施等を行う。

専門家支援ネットワーク

・ 構成メンバー
警察署、弁護士、県保健福祉センター、消費生活相談員、医療機関及び学校関係者等事例ごとの有識者

- ・ 法律や医学等専門領域からの検証を加えて対応の適正化を図る。

ネットワークミーティング開催の目的

会議は、収集された情報をもとに問題点や課題を整理し、まず、生命又は身体に関わる重大な危険性があるかどうかなど、緊急性の判断をする。

生命又は身体に関わる危険度合いによって、介入の方法など今後の支援の方向が変わるため、高齢者虐待対応協力者間で支援の方向性を統一しておく。

15ページ「虐待への対応（介入の考え方）」を参照

高齢者や家族と高齢者虐待対応協力者がどの程度関わりがあるか、受け入れ状況はどうかなど状況を把握し、それぞれの専門性を活かした役割を果たすために、高齢者虐待対応協力者の役割分担等について明確にしなければならない。

< 開催目的 >

個々の事例ごとに開催され、次の事項について検討・実施する。

情報の共有化

問題点・課題の整理

緊急性の判断（生命の危険性を判断）

今後の対応の方向性の統一（介入方法の検討）

在宅での支援（在宅介護の限界の見極め等）

分離のための介入（やむを得ない事由による措置等の検討等）

高齢者虐待対応協力者の役割分担

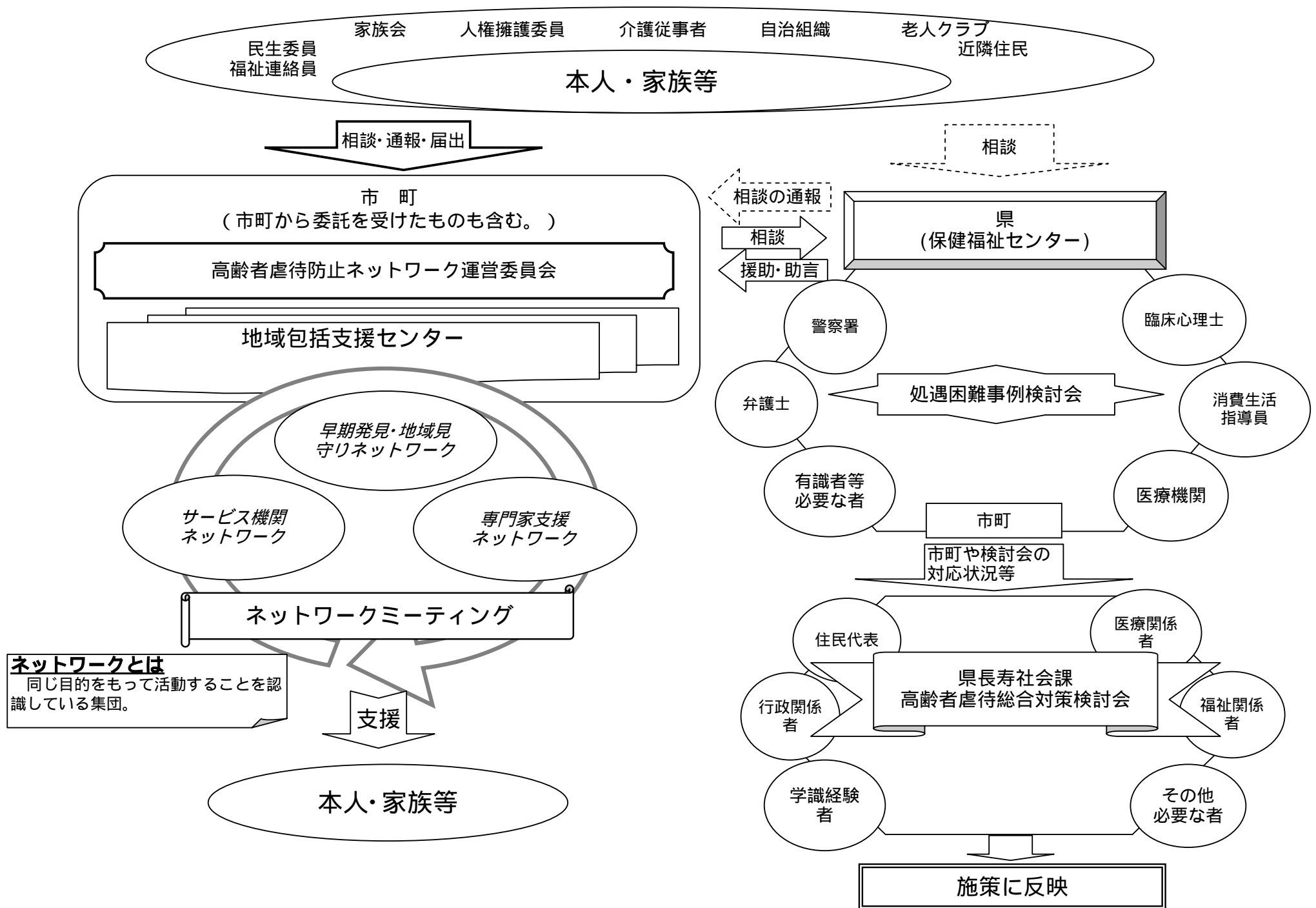
養護者に対する支援

介入後も高齢者虐待対応協力者と連携しながら支援を続ける必要があり、支援体制における関係図を作成する。

場合によっては、高齢者や家族等にも参加を促すことがある。

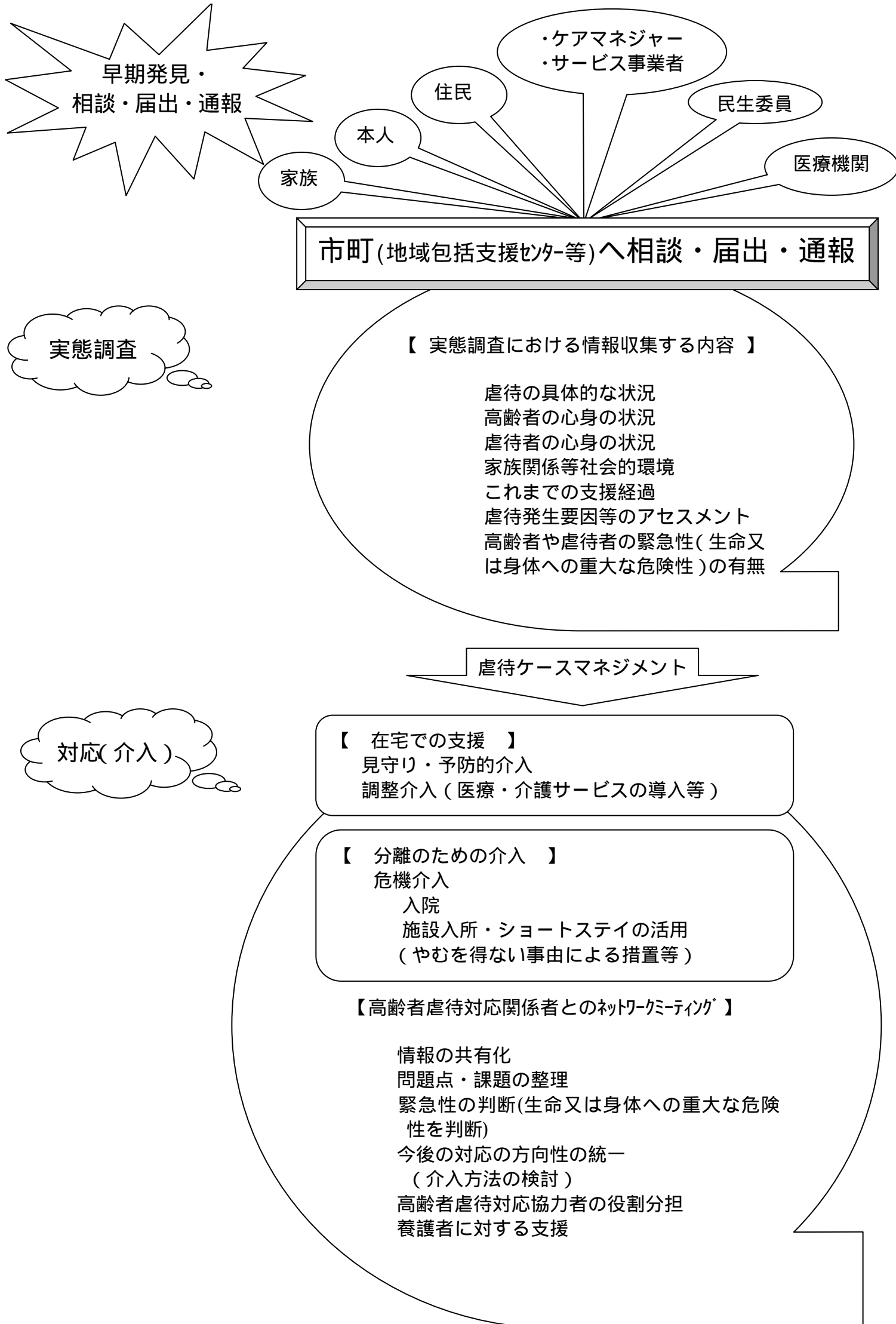
それは高齢者や家族等にその問題に多くの者が関わっていることやそれぞれの役割を理解してもらうとともに、高齢者虐待対応協力者に高齢者や家族等の思いを共通理解してもらう。

< 高齢者虐待防止ネットワーク及びその支援体制イメージ図 >



3 相談・届出・通報を受けた場合の対応

(1) 基本的な対応の流れ



1) 虐待の相談や届出、通報があった場合の実態調査

情報収集の考え方

- ・ 市町は、虐待の相談や届出、通報があった場合は、速やかに高齢者の安全の確認や届出、通報の事実確認のための措置を講じ、高齢者虐待対応協力者と対応の協議を進めなければならない。
- ・ 虐待の事実の内容を確認する場合には、高齢者だけでなく虐待者等にも直接面接して、双方の行動や認識について、また、ケアにかかわる関係者からの客観的情報も収集して慎重に確認しなければならない。
- ・ 初めての関わりの中で、すべての情報が得られるわけではないが、虐待の事実を把握するためには、どのような情報が必要なのかを念頭に置きつつ、多方面から情報収集しなければならない。

情報収集する内容

- ・ 情報収集する主な内容としては、以下のとおりである。

虐待の具体的な状況
高齢者の心身の状況
虐待者の心身の状況
家族関係等社会的環境
これまでの支援経過
虐待発生要因等のアセスメント
緊急性（生命又は身体への重大な危険性）の有無

情報の記録（別記「高齢者虐待ケース記録様式(例)」P 19～21参照）

- ・ 虐待の状況や生活環境の情報等から、今後の支援の方向性等について検討するため、客観的な記録を作成する。
- ・ 高齢者の訴え（相談内容）や身体状況、虐待者の身体状況、生活環境、社会的環境、虐待発生のアセスメント、緊急性の判断、問題点等について記載したものを、高齢者虐待対応協力者とのネットワークミーティング等における情報の共有化のために活用する。

立入調査

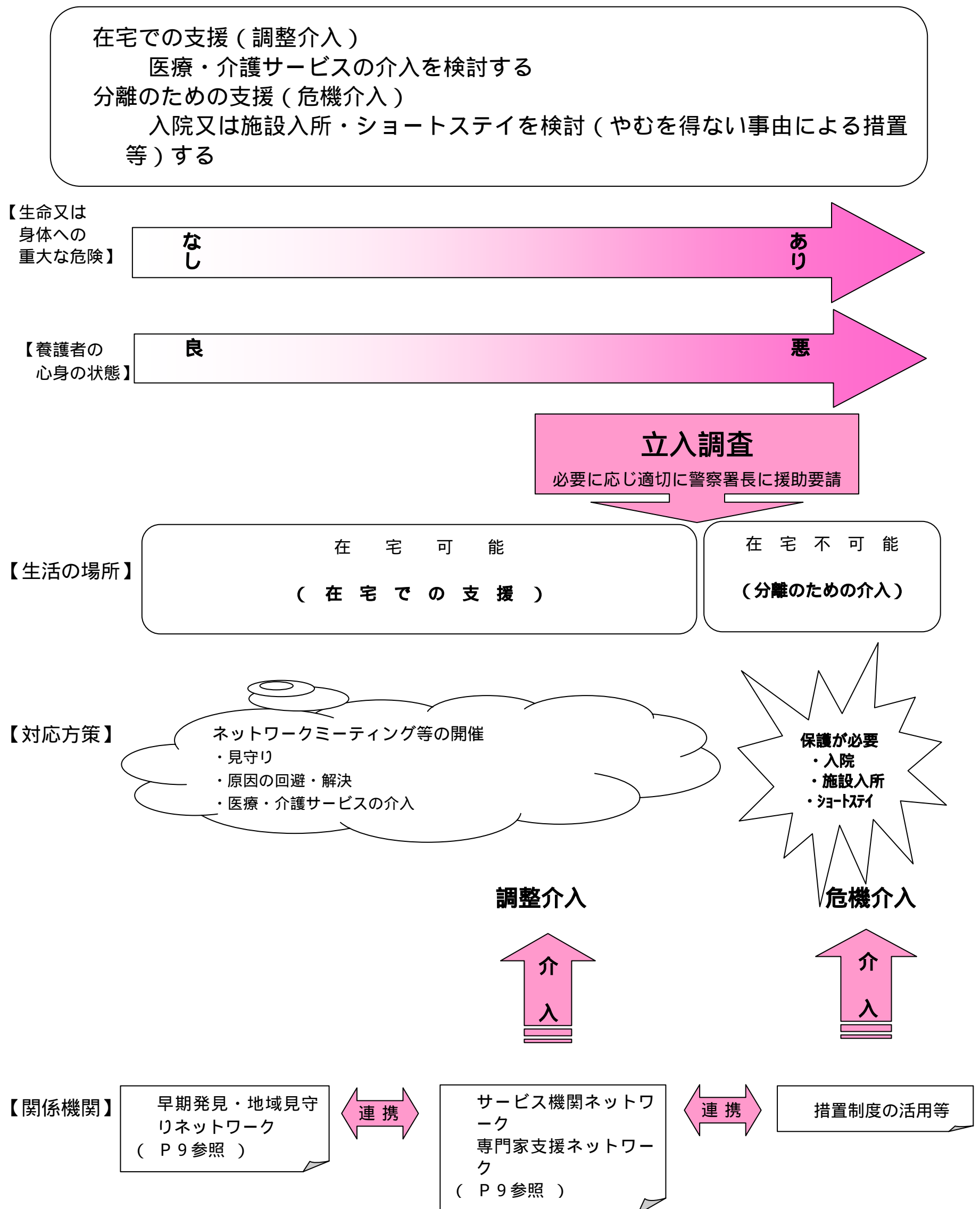
- 市町長は、虐待を受けている高齢者を保護するため、次のとおり立入調査をすることが認められており、これを正当な理由なく、拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は30万円以下の罰金に処せられる。

要件	養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるとき
立入調査する者	市町職員 〔 地域包括支援センター（市町が設置するものに限る。）の職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員 〕 立入調査に際し、職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示する必要がある。
可能な行為	高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問
援助要請	高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期す観点から、必要に応じ適切に、当該高齢者の住所又は居所を管轄する警察署長に対し、援助を求めなければならない

2) 虐待への対応（介入の考え方）

高齢者虐待への対応は、「生命又は身体への重大な危険性」の有無、養護者の心身の状態及び「在宅での支援」の可能性により大きく対応が分かれる。

また、ネットワークミーティング等により高齢者虐待対応協力者との連携を図り、支援の方向性を統一するとともに、高齢者虐待対応協力者の役割分担を明確にする。



ア 在宅での支援

見守りと早期発見

- ・ 早期発見・地域見守りネットワーク（P 9 参照）の高齢者虐待対応協力者は、虐待を疑うきざし（P 4 1）や虐待の発生しやすいリスク要因（P 4 6 参照）を理解し、虐待の発生を予防するための定期的な見守りを図る。
- ・ 市町は、早期発見・地域見守りネットワークの高齢者虐待対応協力者から通報を受けた場合には、速やかに高齢者の安全の確認その他通報に係る事実の確認のために、高齢者や虐待者のそれぞれの思いや考えをよく聴き、必要に応じて心理的サポートやカウンセリングにあたる。
- ・ 通報等に基づき、市町が当該通報等に係る事実の確認をしても、一度だけでは虐待の事実が確認できないもあり得ることから、そうした場合には、定期的な経過観察を行う必要がある。

虐待解決のためのネットワークミーティングに基づくサービス導入等の調整介入

- ・ 市町は、虐待の発生に対し、事態の改善の障害になっている問題の原因の回避や、解決に向けての介入を図る。
- ・ 原因の内容によっては、医療や居宅介護サービスの利用や各種教室の参加等により解決に導くことができる場合もあるので調整を図る。
- ・ 虐待の発生する要因が複雑で、家庭内だけでは解決に至らない場合も多いため、高齢者や虐待者の状況を十分把握しながら協議する。
- ・ 虐待者が、高齢者に対し介護を放棄したり、介護サービスの利用等を拒否するために、高齢者の心身の状態が悪化した場合には、市町は職権をもって、「やむを得ない事由による措置」として、居宅介護サービスを利用させることが望ましい。（P 2 2 参照）
- ・ 認知症高齢者で、判断能力が不十分であったり、判断能力に不安がある者には、その人権が保護されるように支援すべきである。
具体的には、成年後見制度（P 4 9 参照）、福祉サービス利用支援事業（P 5 5 参照）や地域支援事業（P 6 0 参照）の活用を検討する。

イ 分離のための介入（危機介入）

分離の考え方

- ・ 市町は、居宅介護サービスを利用しながら、在宅での生活を継続していても、虐待の状況が改善せず、高齢者の生命又は身体への重大な危険性があるなど、在宅での生活の限界を認めた場合は、その危険を回避し、高齢者を保護するために、虐待者との分離について検討する。
- ・ 虐待の状況や程度、高齢者や虐待者の健康状態などを勘案し、生命又は身体への重大な危険性はあるか、医療の必要性はどうかなど総合的に判断する。
- ・ 「やむを得ない事由による措置」による入所など、分離する方法によっては、民法や刑法といった法的対処が必要となる場合があるので、その分野の専門家による支援がスムーズに得られるように、専門家支援ネットワーク（P 9 参照）の虐待対応協力者との連携を図る。

分離の方法

- ・ 入院

市町は、衰弱やけがにより生命又は身体に重大な危険な状態など、医療が必要なケースは、医師による診察を行い、医療機関等への入院について検討する。

- ・ 施設入所等

市町は、医療的な緊急性はないものの虐待者との分離が必要な場合には、一時的な避難の場所として、特別養護老人ホーム等のショートステイを利用させることが望ましい。

高齢者や虐待者の状態によっては、市町の職権による特別養護老人ホームへの入所措置をとる必要がある。（P 2 2 参照）

市町は、上記の措置を採るために必要な居室を確保するための措置として、施設の協力が得られるよう日頃からの連携・協力体制を整えておく必要がある。

また、虐待者の心身の状態に照らし、虐待者の負担軽減を図るため緊急の必要があると認めるときは、高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保しておく必要がある。

生命又は身体に重大な危険がある状態

- ・ 生命又は身体に重大な危険がある状態とは、身体的暴力あるいは介護や世話の放棄によって、生命又は身体に重大な危険があり、高齢者を今すぐ保護しなければならない状態をいう。

* 生命又は身体に関わるような危険な状態（例示）*

高齢者の状態から
外傷の危険性 - 暴力により、打撲や出血等が著しい 基礎疾患（がん、脳血管疾患等）で体調が悪いが、医療を受けられずに、放置されている 身体を動かすだけで痛みがある 必要な医療やケアを受けられずに、放置されている (ex. 脱水状態・栄養失調状態・意識の混濁・床ずれの悪化etc) 被虐待者に、自殺のおそれがある 電気、ガス、水道が止まり、安否確認が必要な状態である
虐待者の状態から
興奮すると見境がなくなり、何をするかわからない状態である (ex. 包丁を突きつける・首を絞める・突き飛ばす・叩く etc)

石川県高齢者虐待調査結果から、生命に関わる危険があると判断した状態

- ・ 水分や食事が与えられていない
- ・ お金がなく、食べ物を買えない
- ・ 栄養失調・脱水状態
- ・ 体重減少あり、衰弱著明である
- ・ 2～3日食事が与えられていない
- ・ 1日1回のおむつ交換と食事のみの状態
- ・ 1日ひと切れのパンが与えられるかどうか
- ・ 衰弱著しく動けず、尿や便をその場で垂れ流している
- ・ 自宅内がごみの山、ゴキブリやウジが湧いている
- ・ 不衛生な状態で、体中にダニが付着している
- ・ 電話・水道・電気料金の滞納のため、停止されている
- ・ お金がなく通院できないために、病状が悪化している
- ・ 死んでくれ、線路の上で轢かれろと言う
- ・ 刃物を振り回し、目の前で物をずたずたに切る

高齢者虐待ケース記録様式(例)

相談日 年 月 日

所属()
氏名()

虐待の種類	身体的虐待	心理的虐待	介護や世話の放棄	経済的虐待	性的虐待	
【相談者】 ・氏名 ・被虐待者との関係()			経済状態	楽・普通・苦しい()		
			福祉手帳	無・有(身障 級・精神・知的)(障害名)		
【被虐待者】 ・氏名 (男・女) ・生年月日 . . . (歳)			介護認定	非該当・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5		
			寝たきり度	J・A1・A2・B1・B2・C1・C2		
【虐待者】 ・氏名 (続柄) ・生年月日 . . . (歳)			認知症自立度	. a . b . a . b . . M		
【虐待の内容】 *身体的虐待 外傷(出血・骨折・火傷) 傷になるおそれのある暴力的行為 (殴る・蹴る・叩く) 拘束(閉じこめ・縛り付け) *心理的虐待 暴言、脅迫、怒鳴る、ののしる 無視 嫌がらせ(辱め・子供扱い) *経済的虐待 日常生活に必要な金銭を渡さない 年金、預貯金の取り上げ 不動産等の無断売却 *介護等放棄 入浴・排泄介助等放棄し不衛生状態 水分食事を与えず脱水・栄養失調等 ゴミの放置等劣悪な住環境での生活 希望する介護・医療を利用させない 介護者が自宅に戻らず、世話の放棄 *性的虐待 不必要な性器の接触・セックスの強要 懲罰的に下半身を裸にして放置 *その他(具体的に)	A D L 状 況 及 び I A D L 状 況	歩 行	自立・一部介・全介	掃 除	可・一部可・不可	
		食 事	自立・一部介・全介	洗 濯	可・一部可・不可	
		排 泄	自立・一部介・全介	買 い 物	可・一部可・不可	
		入 浴	自立・一部介・全介	調 理	可・一部可・不可	
		着 替 え	自立・一部介・全介	金 銭 管 理	可・一部可・不可	
		整 容	自立・一部介・全介			
		精 神 状 況	対人関係	拒否的・普通・協力的		
			精神状態	拒否的・普通・焦燥・抑うつ・興奮・幻覚・妄想等		
			問題行動	攻撃的行為・自傷行為・火の取扱い・徘徊		
		健康状態	特記事項 アルコール依存症			
医療情報	現病歴: 既往歴: 医療機関名() 主治医名 ()					
家族構成図及び関係図 (キーパーソンも記載すること)						
【相談内容及び虐待の具体的な状況】						
【これまでの支援経過】						
【サービス利用状況】						
訪問看護 (開始時期 年 月)・(頻度 日/ 月・週)						
訪問介護 (開始時期 年 月)・(頻度 日/ 月・週)						
通所介護 (開始時期 年 月)・(頻度 日/ 月・週)						
ショートステイ (開始時期 年 月)・(頻度 日/ 月・週)						
その他 ()						
(開始時期 年 月)・(頻度 日/ 月・週)						
在宅希望 一時的離脱希望 施設入所希望 その他()						

【虐待の要因と思われる内容】

被虐待者の認知症による言動の混乱

被虐待者の排泄介助の困難さ

被虐待者の身体的自立度の低さ

被虐待者の性格や人格

被虐待者の外部サービス利用の抵抗感

被虐待者と虐待者のこれまでの人間関係

虐待者の介護疲れ

虐待者の知識や情報不足

虐待者の性格や人格

虐待者の身体障害

虐待者の精神障害やアルコール依存

虐待者のその他の疾患

虐待者の外部サービス利用への抵抗感

虐待者の世間体へのストレスやプレッシャー

経済的困窮

経済的利害関係（財産・相続）

配偶者や家族等の無関心・無理解・非協力

介護ニーズに不適切なケアマネジメント

その他

()

【緊急性の判断】

() 生命又は身体への重大な危険性あり

() 生命又は身体への重大な危険性なし

() 判断不可
(その理由

)

【問題点】

【今後の計画】

【サービスの変更】

通所介護 (新規・追加) (開始時期 年 月) (頻度 日/ 月・週)

訪問介護 (新規・追加) (開始時期 年 月) (頻度 日/ 月・週)

ケアマネ訪問回数増加 (開始時期 年 月) (頻度 日/ 月・週)

ショートステイ (新規・追加) (開始時期 年 月) (頻度 日/ 月・週)

訪問看護 (新規・追加) (開始時期 年 月) (頻度 日/ 月・週)

その他()
(開始時期 年 月) (頻度 日/ 月・週)

【施設利用】

入院()

施設入所(特養・老健・ケアハウス・養護等)()

その他()

【関係機関の役割分担】

【次回検討日】 平成 年 月 日

(2) 「やむを得ない事由による措置」の手続き

1) 「やむを得ない事由による措置」の趣旨・目的

やむを得ない事由（虐待や無視、認知症等）により介護保険サービスを受けられない高齢者に対して、老人福祉法の規定（*1）に基づき、市町が職権をもって介護保険サービスの利用に結びつける制度である。

介護保険サービスの利用について、高齢者が拒否していたり家族が反対していたりしていても、市町が職権により利用決定できる点で、やむを得ない事由による措置は、虐待の処遇困難ケースに対応する上で、最終的な手段として最も有効なセーフティネットである。

*1 老人福祉法第10条の4（第1項第1号から第5号）及び第11条（第1項第2号）

やむを得ない事由による措置については、従来から抑制的な運用がなされてきた向きもあるが、必要があれば積極的に実施する。

2) やむを得ない事由と措置の内容

やむを得ない事由として、次のような場合が想定されている。（*2）

ただし、あくまでも例示なので、この他に保護救済すべき事例があれば柔軟に解釈する。

- ・ 本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合
- ・ 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合

*2 老人ホームへの入所措置等の指針について(昭和62年1月31日 社老第8号) (局長通知)

市町は、必要に応じて、次の措置を採ることができ、また採らなければならないことになっている。

- ・ 下記の居宅サービスを必要に応じて提供できる。
- ・ 必要に応じて特別養護老人ホームへ入所させなければならない。

区 分	内 容
居宅サービス	(夜間対応型又は介護予防)訪問介護
	(認知症対応型又は介護予防(認知症対応型))通所介護
	(介護予防)短期入所生活介護
	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
	(介護予防)小規模多機能型居宅介護
施設サービス	特別養護老人ホーム

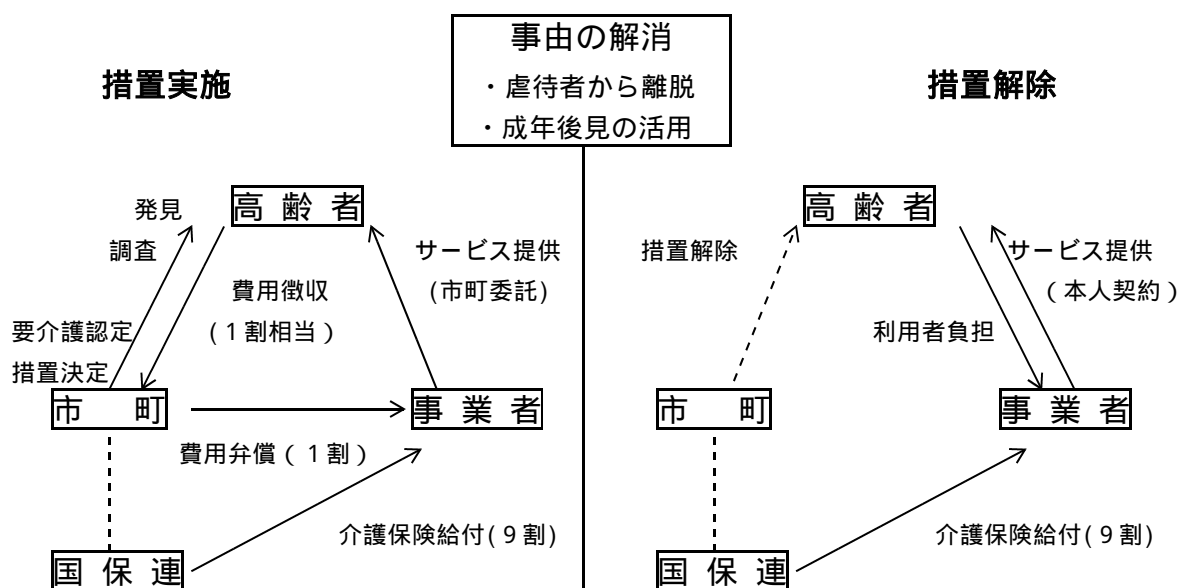
* 平成18年4月1日からショートステイに係る取扱いが次のように改められる。

虐待等のケースについては、災害時における超過定員と同様の取扱い（定員超過の上限を定めない）とする。

3) 手 順

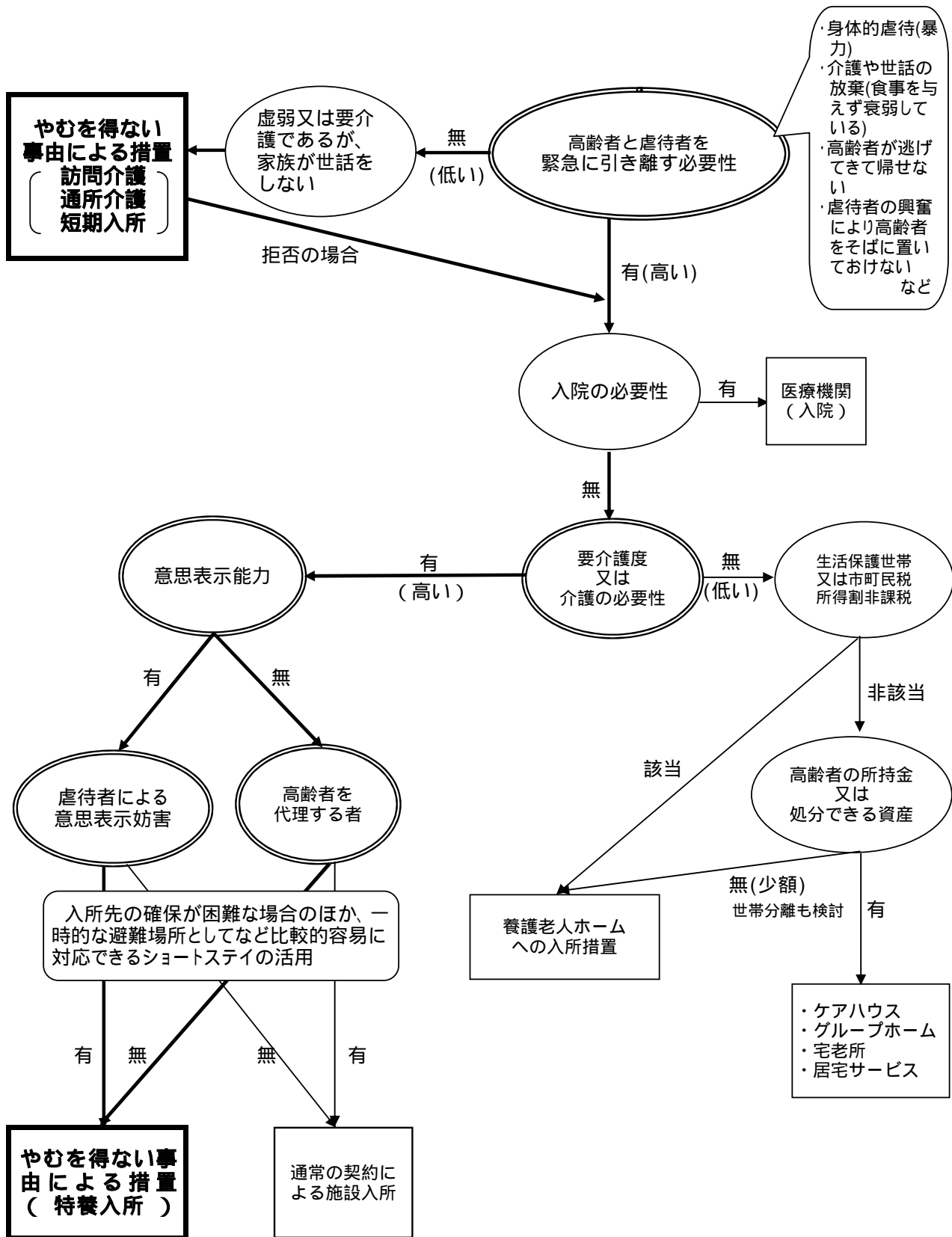
手 順	内 容
発見	通報等によりケース発見
調査	相談・実情の把握、要件適合性の確認等
要介護認定	高齢者が要介護認定を受けていない場合は、市町の職権で行う。
措置決定	及び に基づき措置決定
サービス提供	市町が事業者に委託し、介護保険サービスの提供開始
費用支弁	1割（利用者負担分）を市町が措置費で支弁 <small>ただし、脚注参照</small>
費用徴収	高齢者又は扶養義務者から、支払い能力に応じて市町が費用を徴収
やむを得ない事由の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホームに入所したことで、虐待者から離脱できた場合 ・ 成年後見制度の活用により、介護保険サービス利用の契約ができる状態になった場合
措置解除	措置は解除され、高齢者は通常の利用（契約によるサービス利用）に移行

（やむを得ない事由による措置の流れ）



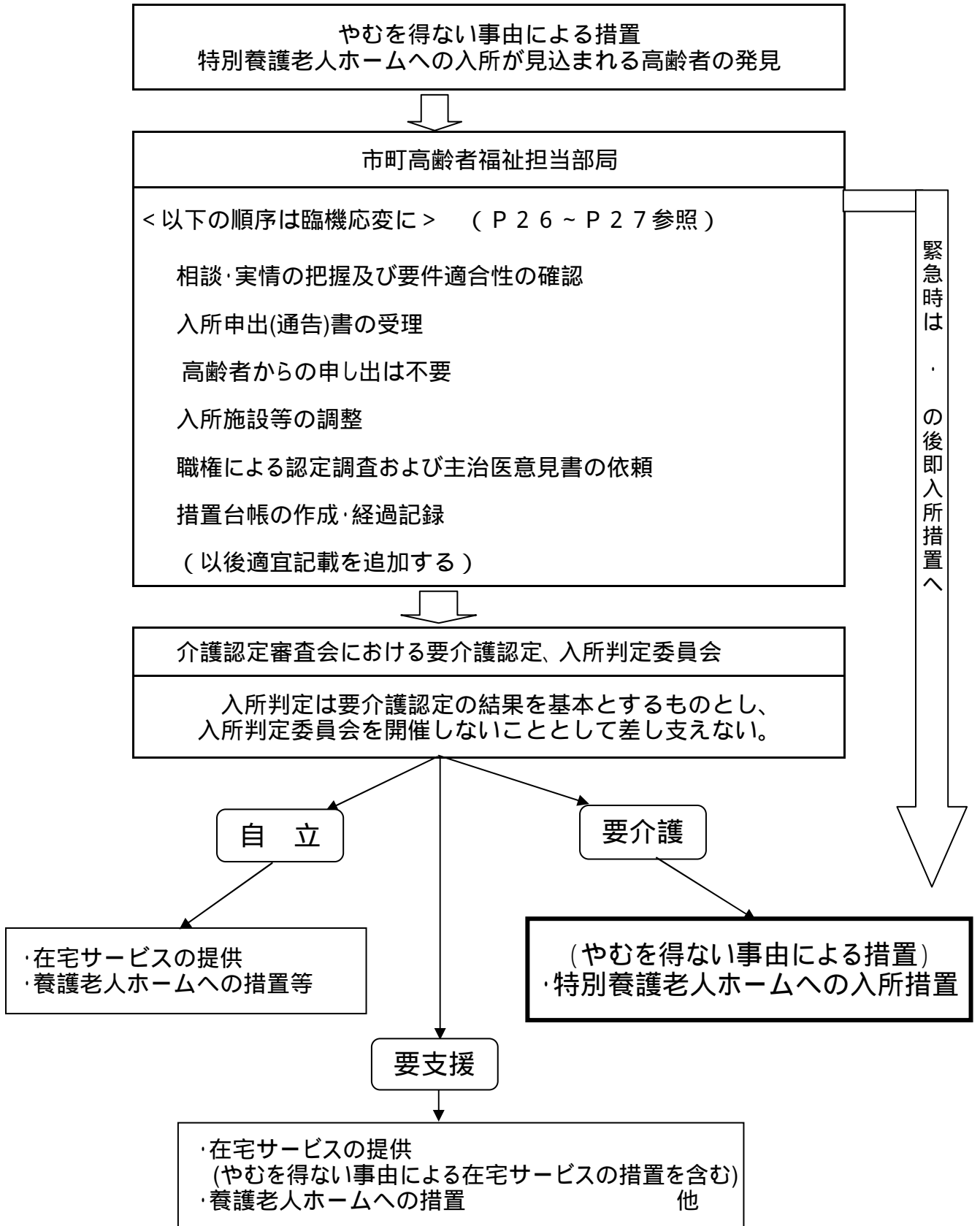
注 この表及び図は、介護保険制度を利用して措置を行う方式である。この他に、介護保険制度を利用せずに、市町が事業者に直接委託してサービス提供を行う方式（緊急で要介護認定が間に合わない時など）がある。その場合の費用弁償は、市町が措置費で一旦10割負担し、後で高齢者又は扶養義務者から1割相当分を費用徴収する。

< やむを得ない事由による措置までの対応フローチャート >



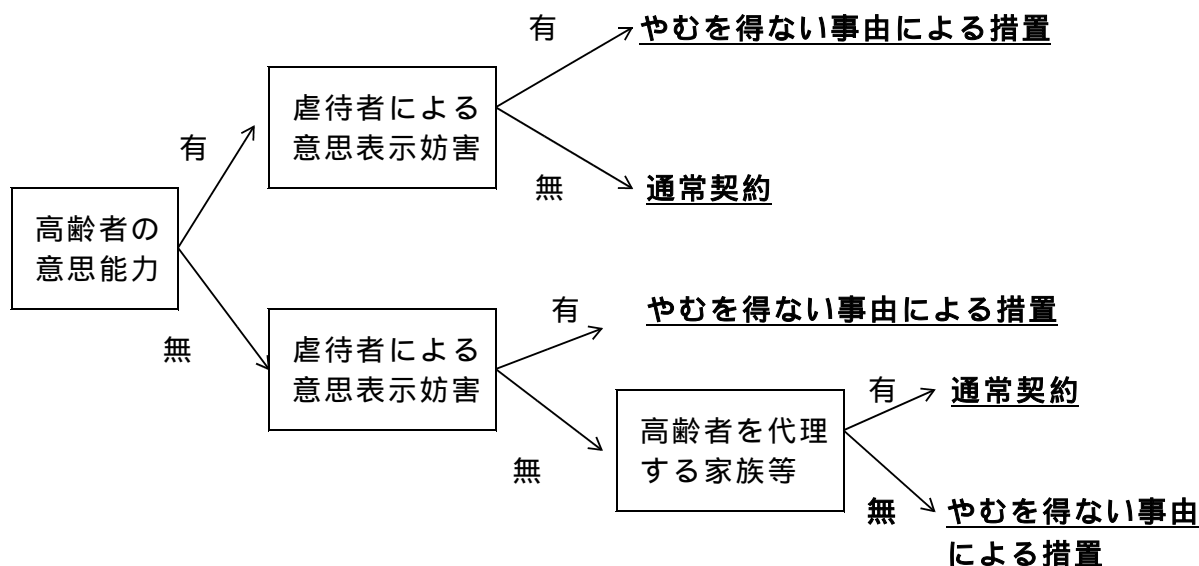
4) 「やむを得ない事由による措置」事務手続き

ア 入所決定までのプロセス



相談・実情の把握及び要件適合性の確認

- ・ 特養への入所が必要と判断された場合には、それまでに把握している情報をもとに「やむを得ない事由による措置」の要件に合致しているか確認を行う。



入所申出（通告）及び申出（通告）書の受理

- ・ 措置が適当と思われる高齢者を発見した機関（者）からの通報に併せ、老人ホーム入所（養護）申出書を提出してもらう場合もある。
- ・ また、認知症等により高齢者の意思能力が低下し、あるいは虐待者からの妨害により契約等ができない状況での措置は、高齢者からの申出書は不要である。

入所施設等の調整

- ・ 空き状況等も確認しながら入所施設等の調整を行うが、入所施設等の選定においては、高齢者の希望が確認できればそれを極力尊重する。
- ・ また、必要に応じ、虐待者との関係等を考慮し敢えて居住地から離れた施設等に入所させる。

職権による認定調査及び主治医意見書の依頼

- ・ 「やむを得ない事由による措置」の対象となるのは介護保険法に基づく要介護状態に該当する者であり、その判定に必要な調査を行う。

なお、通常、要介護認定は申請を受けて実施するが、「やむを得ない事由による措置」のための要介護認定は、市町が職権で実施するものである。高齢者の主治医に意見書を求め、あるいは指定医等の診断を受けさせる。

措置台帳の作成・経過記録

- ・ 措置者については措置台帳を作成し、常にその記載事項について整理しておくとともにケース記録票にこれまでの経過についても記載すること。
- ・ また、今後のケースの処遇上、特に留意を要すると認められる事項及び今後の指導方針について記載すること。

介護認定審査会における要介護認定、入所判定委員会

- ・ 介護認定審査会を開催し、認定調査の結果及び主治医意見書を基に要介護認定を行う。
- ・ 入所判定委員会については個々の必要性に応じて開催する（「やむを得ない事由による措置」の入所判定については、介護認定審査会における要介護認定の結果を基本とするものとし、入所判定委員会を開催しないこととして差し支えないとされている）。
- ・ なお、認定結果が要支援又は自立であった場合は、養護老人ホームへの通常の措置の対象となる。

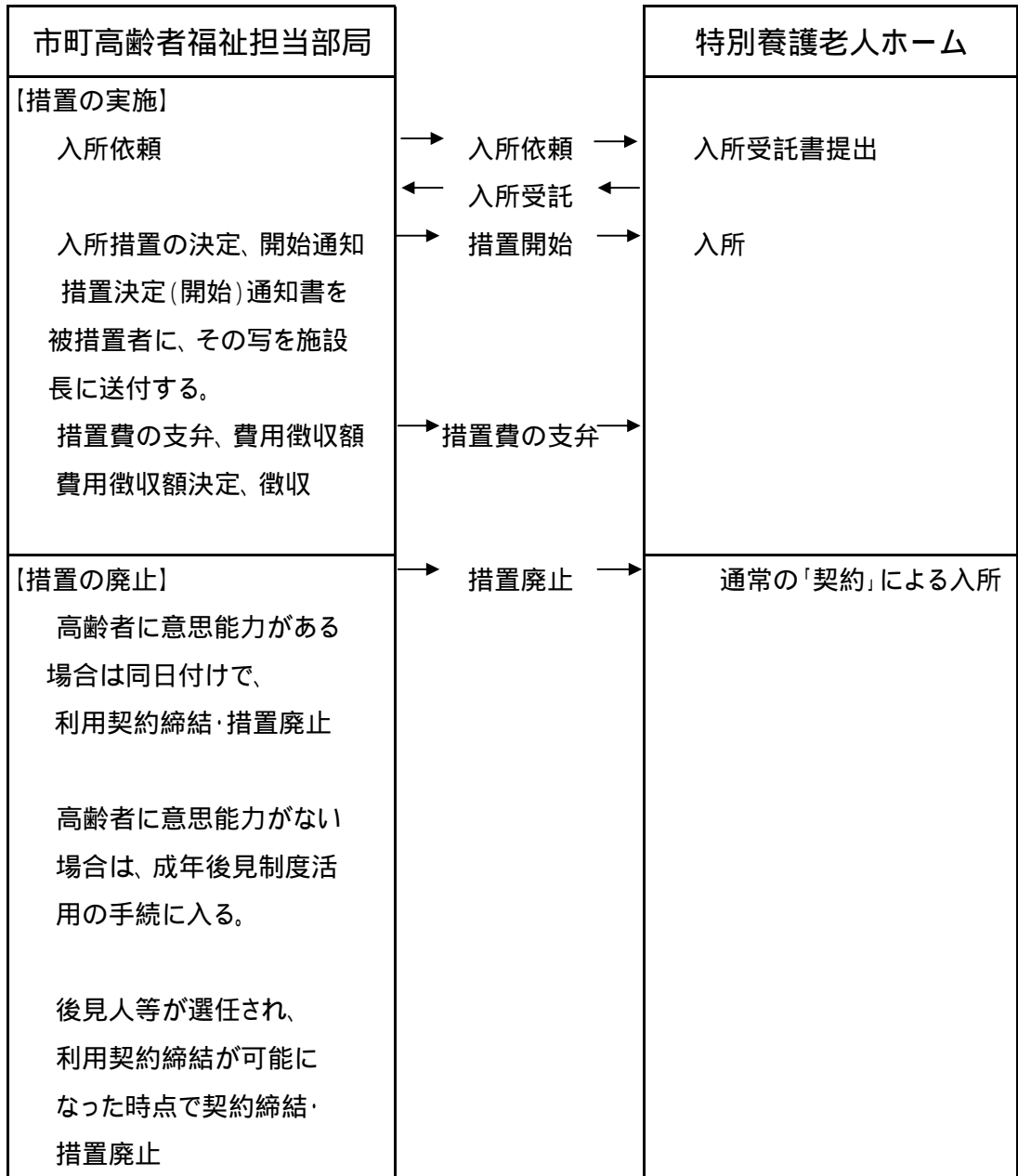
措置の要否の決定

- ・ 要介護認定結果をふまえ、措置の要否を決定する。
- ・ その際には、日常生活動作の状況及び精神の状況についての判定を要介護認定の結果によることとし、その他の項目については養護老人ホームへの通常の措置と同様に判定する。

注）緊急性がある場合の取扱いについて

- ・ 虐待の状況が高齢者本人の生命に関わる等緊急性がある場合には、の手續を事後にし、とり急ぎ措置の種別の判断（養護老人ホームへの通常の措置か特別養護老人ホームへの「やむを得ない事由による措置」か、推定される要介護度に応じて判断する）、入所施設の調整及び入所依頼・受託の取り交わしのみを行って、措置を開始しても差し支えないものとする。
- ・ もし、「やむを得ない事由による措置」で特別養護老人ホームに緊急入所したものの、事後の要介護認定で「要支援」又は「自立」になった場合は、養護老人ホームへの通常の措置等の手續に切り替える必要がある。
なお、その場合の特別養護老人ホーム入所中の費用は介護保険給付がないことから、その分は措置費で負担することとなる。

イ 入所施設(特養)との事務手続



【 措置の実施 】

入所依頼及び受託

- ・ 入所施設に入所依頼書及び関係書類を送付し、施設長から入所受託書を提出してもらう。

措置決定・措置開始通知

- ・ 入所日を決定し、措置決定（開始）通知書を高齢者に、その写しを施設長に送付する。
- ・ 措置の開始日は入所当日付けとし、入所時は原則として担当者が立ち会う。

措置費の支弁、費用徴収額決定・徴収（P 30 参照）

- ・ 「やむを得ない事由による措置」に係る費用は通常の措置と異なり、措置費基準額から算定するのではなく、職権で行った要介護認定の結果に基づき、その要介護度に応じた介護報酬額を経費とする。
- ・ また、その費用負担については、9割相当分は介護保険給付が行われることから、残りの1割相当分（介護保険制度では自己負担分とされている）について、措置費を支弁する。
- ・ 高齢者からの本人負担分の徴収については、この1割相当分を対象として、高額介護サービス費の適用を勘案した介護費と同水準の費用徴収を行う。
- ・ 各施設からは、通常の介護報酬請求の場合と同様に、9割相当分を国保連合会に請求し、併せて1割相当分を措置市町に請求する。措置市町は、その額を施設に支弁し、一方で高齢者の負担能力に応じて費用徴収を行う。
- ・ 具体的には、高齢者の負担能力に応じて、高額介護サービス費を適用した費用徴収となるため、その場合には1割相当分と高額介護サービス費を適用した額との差額が最終的に措置費となる。

注）緊急性がある場合の費用負担の取扱いについて

- ・ 緊急に措置を行い、要介護認定を事後に実施する場合には、事後に「要介護」の判定がされれば、その費用負担については措置日に遡って介護保険からの給付がされるため、措置担当者で介護保険担当者間で調整をとっておく。
- ・ 事後の要介護認定の結果、「要支援」または「自立」の判定がされた場合には、介護保険からの給付はされないため、その分（9割相当分。要介護1で算定する）も措置費で負担し、市町から施設に支弁する。

- 2 面会の制限

- ・ 市町長又は当該措置に係る施設長は、虐待者について当該高齢者との面会を制限することができる。

費用負担割合

介護保険からの給付がある場合	通常のやむを得ない事由による措置	<p style="text-align: center;"> 保険給付分 本人負担分 介護費 9割 介護費 1割 補足給付額 利用者負担額 居住費・食費(利用者負担第4段階の方は全額自己負担) </p>
	で高額介護サービス費を適用し、差額の払い戻しが生じた場合	<p style="text-align: center;"> 保険給付分 本人負担分 措置費分 介護費 9割 高額介護サービス費を適用した本人負担額 補足給付額 利用者負担額 介護費1割・高額介護サービス費を適用した本人負担額 居住費・食費(利用者負担第4段階の方は全額自己負担) </p>
	でさらに生活保護相当となる者(被保護者を含む)	<p style="text-align: center;"> 保険給付分 措置費分 介護費 9割 介護費 1割 補足給付額 利用者負担額 居住費・食費 本人負担分は、なし </p>
(介護保険からの給付がない場合) 介護認定を事後実施した結果、要介護1に準ずるが、要介護1に措置した人が、要支援又は自立と認定された場合	通常のやむを得ない事由による措置	<p style="text-align: center;"> 措置費分 本人負担分 介護費 9割 介護費 1割 利用者負担額 居住費・食費(利用者負担第4段階の方は全額自己負担) </p>
	で高額介護サービス費を適用し、差額の払い戻しが生じた場合	<p style="text-align: center;"> 措置費分 本人負担分 措置費分 介護費 9割 高額介護サービス費を適用した本人負担額 利用者負担額 介護費1割・高額介護サービス費を適用した本人負担額 居住費・食費(利用者負担第4段階の方は全額自己負担) </p>
	でさらに生活保護相当となる者(被保護者を含む)	<p style="text-align: center;"> 措置費分 介護費 9割 介護費 1割 利用者負担額 居住費・食費 本人負担分は、なし </p>

【 措置の廃止 】(契約への移行)

- ・ 「やむを得ない事由による措置」は、「やむを得ない事由」が消滅した時点で「措置」を解除し、通常の「契約」に基づく居宅介護サービス利用に移行する。
- ・ 「契約」による利用に移行した日と同日付けで措置廃止を決定し、入所（委託）解除通知書を施設長に、措置決定（廃止）通知書を高齢者に（あるいは成年後見人等がいる場合にはその者に）送付する。

高齢者に意思能力がある場合は、利用契約の締結

- ・ 措置によって特別養護老人ホームに入所することにより、家族等の虐待又は無視の状況（契約締結を妨害される、あるいは契約締結の援助が得られないという状況）から離脱するため、意思能力があればその時点で介護サービス利用契約が可能になる。
- ・ そのため遅滞なく通常の介護サービスへの移行手続をとる必要があり、措置入所した同日付けで特別養護老人ホーム利用契約を締結し、併せて措置廃止の手続を行う。
- ・ この場合には、措置と同日付けで通常の介護保険サービス利用に移行するため、措置費としての費用負担は生じない。

高齢者に意思能力がない場合は、成年後見制度等の利用

- ・ 高齢者に意思能力がない場合は、虐待又は無視の状況から離脱しても利用契約は締結できないため、「成年後見制度」を活用して高齢者を代理する後見人等が選任された時点で、後見人等が高齢者に代わって利用契約を締結し、併せて措置廃止の手続を行う。
- ・ この場合には、「やむを得ない事由による措置」を行うと同時に成年後見制度活用の手続も開始する必要があり、無為に措置を継続するようなことがあってはならない。
- ・ 成年後見等審判の開始申立は、高齢者の四親等内親族がいる場合（但し、三親等又は四親等の親族の場合は、成年後見の申立をしようとする者として存在が明らかであること等が必要）にはその者の申立てによるが、虐待又は無視の状況で申立てが望めないような場合には市町長が申立を行うこととなる。（P 49 参照）

Q & A

Q1: やむを得ない事由による措置で特別養護老人ホームに入所させる場合、対象者が要介護認定を受けていれば入所判定委員会を開催しなくてもよいか？

A1: 特別養護老人ホームに係る入所判定については、介護認定審査会における要介護認定の結果を基本とし、入所判定委員会を開催しなくても差し支えない。

Q2: 特別養護老人ホームに措置入所した場合、定員超過してしまうが、その場合でも措置できるか？

A2: やむを得ない事由による措置により、定員を超える場合には、定員に100分の105を乗じて得た数(定員が40人を超える施設は2人)まで定員超過が認められている。

ただし、この取扱いはあくまでも一時的かつ特例的なものであるので、受け入れた施設は速やかに定員超過利用を解消する必要がある。

Q3: 家族が寝たきりの高齢者に虐待を行っているケースにおいて、介護疲れからの虐待であり、施設入所についての同意は得られているような場合はどうすればよいか？

A3: 施設入所の同意が得られており利用契約締結に支障がないのであれば、措置ではなく契約による入所となる。

実際には、最初から施設入所の同意は得られず、「同意しない場合には、措置によって市町が職権で入所させることもある」等の働きかけにより最終的に同意が得られ、結果として措置ではなく契約による入所となるケースも多いものと思われる。

Q4: Q3の場合、施設入所の同意が得られず利用契約が締結できないような場合に「やむを得ない事由による措置」を行うのか？

A4: そのとおり。

なお、高齢者が認知症で意思能力が乏しくなっている場合、措置後の契約への移行にあたり、なお家族等の同意・協力が得られない場合には、成年後見制度の市町長申立てを行う必要がある。(措置後、家族等の同意・協力が得られた場合には、高齢者を代理し得る者がいればその者が利用契約を締結し、いなければ四親等内親族のいずれかが成年後見制度の申立てを行い、選任された後見人等が利用契約を締結する。)

Q5: 要件の「認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がない場合」において、「本人を代理する」のは家族に限定されるのか？

A5: 家族に限定されるものではない。

利用契約締結等について代理権を有している者がいれば契約入所が可能であり、措置の対象とはならないというのが本要件の趣旨なので、家族以外で代理権を有している者がいれば、その者が高齢者に代わって利用契約を締結することとなる。

Q6: 「やむを得ない事由による措置」の本来の手続では、事前に職権による要介護認定を行い、要介護となった場合に措置を行うことになるが、緊急性があり即刻虐待を行っている家族等からの切り離しが必要な場合には、要介護認定を事後に行うこととして即措置してもよいか？

A6: よい。

Q7: Q6の場合、事後の要介護認定で要支援又は自立の判定になった際には、費用負担はどうなるのか。

A7: 介護保険からの給付はないため、その分も措置費で負担することとなる。ただし、要支援及び自立の場合は、本来「やむを得ない事由による措置」の対象者ではなく、国の負担はなされないため、市町が被措置者本人からの費用徴収分を除いた全額を負担することとなる。また、その際には、並行して養護老人ホームへの措置等を検討すること。

費用の算定については、要支援及び自立であっても便宜的に要介護1の介護報酬額で算定する。

4 人材の確保及び資質の向上

市町は、地域における虐待防止体制の中心的位置付けとなることから、虐待に関する相談窓口から実態調査や介入まで、一連の対応については、迅速で適切な対応が求められる。

そのため、高齢者虐待の防止等の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上に努めなければならない。

(1) 人材の確保

迅速な対応

高齢者虐待の事例において、生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、猶予を許さない緊急な対応をとる。

虐待の発見や通報がなされた時は、他の業務に先んじて対応するといった迅速に対応することが可能な人材を確保する。

また、夜間や休日に虐待が発生することもあり得るので、夜間や休日において迅速に対応できる連絡、緊急保護の体制を整備する。

組織的な対応

相談担当者が虐待に対しての知識を持っていることは大切であるが、1人の担当者が受けられる虐待の相談数は限られており、担当者1人に負担がかり過ぎないように組織としてサポートを行う。

また、一視点による判断の弱点を組織としてカバーできるよう留意する。

特に処遇困難な虐待者への対応、ポイントとなる調査や機関協議などは、複数の職員で対応するよう心掛ける。

(2) 資質の向上

市町の職員は、要介護認定等の申請時や調査時、また相談窓口等において、高齢者やその家族に面接する機会がある。高齢者虐待の発見、相談、対応、予防に携わる職員は、お互いに同じ視点、認識に立つことが適切な対応への第一歩となる。

高齢者に関わる上で、各職員が高齢者虐待への認識を高め、サインを見逃すことなく把握し、正確に虐待を発見し得るような能力の向上を目指す。

また、個々の高齢者虐待は多様であるだけでなく、福祉、保健、医療、司法など多岐にわたる問題を内包し、その背景やメカニズムも複雑であるため、援助に際しては個別的特性を十分くみ取り、個々の問題に応じた複合的対処が図られるよう幅広い知識と技術を習得する。

そのためには、高齢者虐待に関する研修会や検討会、個々の事例検討会等へ積極的に参加し、資質の向上に努める。

5 住民への広報・啓発

地域の住民が高齢者虐待について正しく理解することは、予防、早期発見に大きな力となる。知識があることは、自らの危険を回避したり、近隣の高齢者への見方が変わったり、養護者に対しても支援できるようになり、地域全体での支援へとつながっていく。

そのため、公開講座、長寿大学、老人クラブなど高齢者が多く集まる場所での啓発活動や、また、地区社協、民生委員、自治体、福祉相談員、ボランティアなど地域で高齢者に関わる者を対象とした介護教室、家族会、教養講座、講演会、シンポジウムなどを企画する際には、高齢者虐待をテーマとして取り入れるよう働き掛けるなど、住民への広報・啓発活動に努める。

また、市町は、通報又は届出の受理、虐待を受けた高齢者の保護、虐待者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び連携協力者の名称を明示すること等により、当該部局や連携協力者の周知を図る。

第 2 章の 2 県の役割

1 処遇困難事例検討会

(別記「高齢者虐待防止ネットワーク及びその支援体制イメージ図(P11)」)

(1) 目的

市町における高齢者虐待防止ネットワークの活用によっても、対応が難しく、解決方法が見い出せないとされた事例について、より豊富な経験・知識を有するものが検討を行い助言をすることにより、処遇困難事例を解決に導く。

(2) 実施主体

市町にとって身近な県の機関であり、また、保健・医療・福祉に精通している保健福祉センターが中心となって開催する。

また、保健福祉センターは、処遇困難事例検討会の開催には至らないまでも、市町において疑問とされた事項について、援助・助言を行い、管内市町の高齢者虐待防止の取組みを支援する。

(3) 構成メンバー

実施主体である保健福祉センターのほか、警察署、弁護士、臨床心理士、消費生活相談員、医療機関、有識者等特に事例の課題に精通している者などで構成する。

なお、市町の担当者も説明等のために出席するものとする。

2 高齢者虐待総合対策検討会

(別記「高齢者虐待防止ネットワーク及びその支援体制イメージ図(P11)」)

(1) 目的

市町や処遇困難事例検討会での対応状況から県内における高齢者虐待の動向を把握し、高齢者虐待防止等総合的な取組みについて検討する。

(2) 実施主体

県長寿社会課に事務局を置くものとする。

(3) 構成メンバー

大学教員、人権擁護委員、弁護士、医師会、社会福祉協議会、民生委員児童員連絡協議会連合会、在宅介護支援センター協議会、介護支援専門員連絡協議会、医療在宅ケア事業団、ホームヘルパー協議会、老人福祉施設協議会、老人保健施設協議会、呆け老人をかかえる石川家族の会、老人クラブ連合会、町会区長会連合会、警察、家庭裁判所、市町、保健福祉センターなどで構成する。

3 その他

- ・ 高齢者虐待の防止に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずる。
- ・ 人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行う。

第3章 介護サービス従事者等の役割

1 早期発見と通報

(1) 早期発見のために

- ・ 介護サービス従事者等は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、その早期発見に努めなければならない。
- ・ 虐待の早期発見・早期対応を図るには、まず、虐待の訴えを受けとめたり察知することが重要である。
- ・ ケアマネジャーや訪問看護師、ホームヘルパー等の介護サービス従事者が、虐待の意識や視点を持つことで、高齢者のちょっとしたしぐさや介護者の言動などから、虐待のきざし(兆候)を発見することが可能となる。
- ・ 別記(P41)の「虐待を疑うきざし(兆候)」を参考に、チェックしてみるのも一つの方法である。
- ・ プライバシーに十分配慮する必要があるが、高齢者の心身の健康や生命を守るという使命感を持ち、取り組むことが肝要である。

(2) 虐待発見の通報

ア サービス担当者会議等を通じた連携

- ・ 適切な介護サービスを給付するためのサービス担当者会議において、高齢者の状態に関する意見交換をすることにより、虐待の発見につながる場合も想定されるなど、さまざまな機会が虐待の発見に繋がることに留意しなければならない。

イ 市町への通報

- ・ 高齢者虐待は、潜在的に行われているケースから、明らかな虐待だと認められるケース、さらに生命の危険度が高いケースまで、非常に幅広いレベルがあり、しかも個々のケースが全く異なるが、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見したときは、速やかに、市町に通報するよう努めなければならない。
- ・ 虐待を受けた高齢者に生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、市町に速やかに通報しなければならない。

ネットワークミーティングでの検討に基づき、「サービス機関ネットワーク」を構成する各関係機関が期待される役割（例示）

職種・事業者	役 割	
医 師	緊急性の判断 体調の確認 往診による自宅への介入	入院の必要性 診断 診断書の作成
訪 問 看 護	高齢者、虐待者の医療情報の確認 高齢者、虐待者の健康観察 看護サービスの提供 サービスを提供しながらの精神的支援	体調変化のキャッチ
訪 問 介 護	生活支援中での状況の観察 サービスを提供しながらの精神的支援 変化のキャッチ	数多くの見守り
ケアマネジャー	高齢者に係る情報の整理 信頼関係の継続・強化 介護保険サービスの調整 介護保険サービス契約の継続	訪問による面接や電話相談
訪 問 入 浴	全身状態の観察 変化のキャッチ	
デイサービス	入浴時の全身状態の観察 一般状態の観察 変化のキャッチ	食事の摂取状況の観察 A D L の観察
施 設 関 係 者	ショートステイ利用時の高齢者、虐待者への声かけ 施設入所に向けての相談窓口	

< 虐待を疑うきざし(兆候) >

高齢者虐待は、家庭内で行われているため、周囲は気づかないことがある。また、虐待されていても家族をかばうために、虐待について意思表示しない場合もある。

虐待の深刻化を防止するために、高齢者を支援する者は、虐待を疑うきざし(兆候)に早期に気づき対応を図る。

以下に、高齢者虐待を疑うきざし(兆候)の一例を示してあるが、あくまでも一例であり、これらのきざしがあるからといって、即座に虐待であるとは限らないことを十分に理解し対応する。

高齢者の状態

身体状態

説明のつかないけがや傷がある
体を動かすと痛みがある
サービス提供時、体に触られるのを嫌がる
放置された床ずれなど悪化状態にある
適切な治療や薬が与えられていない
いつも、空腹感がある
栄養失調、脱水症状が見られる
食欲の変化や体重の変化がある
濡れたまま・汚れた下着や服を着けたままである
入浴していないために、垢だらけ・異臭が漂い不衛生状態である
下着の破損、汚れ、肛門や性器等からの出血や傷が見られる

精神的状態

涙もろさ・抑うつ・興奮・不安・怒りなど情緒不安定である
自尊心の欠如が見られる
極端に服従的・依存的態度が見られる
表情が硬く、ひどく脅えている
表情が乏しく、あきらめの状態である
養護者や家族がそばにいと、自己主張しない
人と会うのを避ける
養護者への不平・不満を訴える
養護者への感謝の気持ちを表さない
無気力である
自傷行為がみられる

虐待者の状態

身体状態

介護疲れが著しい
養護者の基礎疾患等が悪化状態である
精神疾患やアルコール依存等がある

精神的状態

追いつめられた暗い表情をしている
何事にも無気力な表情
拒否的で反抗的な表情をしている
高齢者を無視した態度が多い
高齢者に対して、なげやりで攻撃的な態度
高齢者に対して、怒鳴っている
精神的に不安定でイライラしている
感情の起伏が激しい
介護の大変さを訴える
高齢者や介護に対する不平・不満が多い
高齢者に介護サービスを受けさせない
介護サービス事業者等に対し非協力的である
介護サービス事業者等と会話を持とうとしない
介護サービス事業者等との会話で弁解が多い
家族関係が悪い
昔、高齢者からいじめられていた
高齢者を親戚・友人等に面会させない
近隣との交流をしていない
介護や認知症等に関する知識を持っていない

家庭・社会環境の状況（生活状態）

掃除されておらず、汚物・ごみ・埃の中で生活し異臭がある
室温や環境の調整がされていない
養護者が家を何日も留守にする
高齢者の年金や貯金等を勝手に使用している
家賃や公共料金の未払いや滞納がある
年金や生活費がすぐなくなる
経済的な不安・心配がある
養護者に借金等がある
ギャンブルが好き

2 専門職（機関）別の求められる役割

（1）地域における相談役

民生委員・福祉連絡員（地域福祉推進員）

- ・ 民生委員は、地域福祉の推進のため、福祉連絡員や住民等と互いに協力しながら、高齢者の在宅生活を支援するために、ひとり暮らし高齢者や老々世帯などを定期的に訪問し、「虐待が発生しやすいリスク要因（P46参照）」に留意しながら見守り活動を実施するよう努める。
- ・ なお、福祉連絡員（地域福祉推進員）は、今後さらにその役割が期待されていることから、各市町に適正に配置されることが望ましい。

人権擁護委員

- ・ 人権擁護委員は、地域で、人権や法律上どう解決したらよいかという疑問や困り事等に対し、適切な対処方法の助言も行っているので協力を得る。

（2）介護支援専門員（ケアマネジャー）

- ・ 介護支援専門員は、「居宅介護支援」において、利用者の心身の状況、その置かれている環境等を評価し、利用者の自立を支援する上で解決すべき課題を把握する。
- ・ 課題分析標準項目における「課題分析（アセスメント）に関する項目」の「No23 特別な状況」の例として、「虐待」が示されており、介護支援専門員には、課題分析の一環として虐待の発見が求められている。
（「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」別紙4
平成11年11月12日 老企第29号課長通知）
- ・ 居宅介護支援事業者は、利用者との契約に基づいて、課題を分析し居宅介護支援を行うため、虐待の発見もこの契約による。
- ・ また、虐待を発見するだけでなく、虐待が発生する前に、「虐待が発生しやすいリスク要因（P46参照）」を把握し、その要因解消のための居宅サービス計画の立案を行う。
- ・ 介護保険の契約が切れると高齢者宅からの情報が入らなくなったり、安否の確認が出来なくなることもあるため、高齢者や養護者等家族から信頼され、相談しやすい関係を作っておく。

(3) サービス提供事業者等

サービス提供事業者は、高齢者や養護者との接触機会が多く、虐待の発見者となることが多い関係機関である。

「虐待が発生しやすいリスク要因(P46参照)」や「虐待を疑うきざし(兆候)(P41参照)」などを十分に理解しておくことが大切であり、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、市町に通報する。

訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）は、生活援助や身体介護サービスを提供しながら高齢者の状況を観察し、確認した状況や変化などを市町に正しく通報する。

訪問看護

訪問看護師は、療養上の世話や診療の補助を通じ、高齢者や養護者の体調の変化や精神状態を把握することができる。確認した状況、変化などを市町に的確に通報する。

訪問入浴介護・通所介護（デイサービス）など

入浴サービスでは、全身状態を観察できる唯一の機会のため、高齢者の変化を注意深く観察し、サービス提供時に把握した事実を整理して、市町に通報する。

介護保険施設

事態が改善しない場合は、最終的な手段として養護者と分離させるために、介護保険施設に入所させる場合がある。

その場合は、契約による入所と市町が職権として特別養護老人ホーム等に入所措置をとる場合があり、いずれにしても優先入所の制度を活用するなど緊急保護に全力を尽くす。

医療機関

医師は、診療を通して、高齢者の不審なケガやアザなどの状況を把握するだけでなく、家族・養護者の様子の変化等を察知できることから、不審な場合は市町に通報する。

また、入院の必要性の判断や施設利用のための診断書の作成など高齢者虐待への支援において、重要な役割が期待されている。

(4) 弁護士

虐待のケースの中には、経済的虐待や介護放棄等が複雑に絡んでいるケースが多いことから、民事上、刑事上の訴訟となることもある。

そのため、弁護士に法律の専門家としての助言を求めたり、警察や裁判所など諸機関との手続きのノウハウについての協力を得ることも必要不可欠である。

(5) 警察

- ・ 警察は、地域における生活安全に関しても、広く相談を受け付けている。警察が関わることで、ケースによっては虐待者に直接注意を与えることも可能であり、相談した人に安心感を与えることができる。しかし、その後の家族や親族間において、人間関係が難しくなる可能性もあるので、慎重に対応をする。
- ・ 高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるとして、市町職員等が高齢者の住所等に立ち入る等に際し、市町長から援助を求められた場合において、警察署長は、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、立入り等の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法等その他の法令等の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(6) 県保健福祉センター

県保健福祉センターは、地域住民の健康の保持及び増進を図るために、市町における高齢者虐待防止対策の推進を図る。

また、高齢者虐待における処遇困難事例等に対し、関係機関の調整や技術的助言を行うとともに、研修等により高齢者虐待に関わる人材の育成や資質の向上を図り、地域の実情に応じてその他必要な支援を行う。

< 虐待が発生しやすいリスク要因 >

高齢者虐待実態調査から、高齢者虐待が発生した要因としては、「被虐待者及び虐待者の人間関係や性格・人格に関するもの」と「介護負担に関するもの」に大別できる。

また、続柄によって特徴が見られ、「息子」が虐待者である場合では、「虐待者の性格や人格」、「経済的困窮」に起因するケースが高く、「息子の配偶者(嫁)」が虐待者である場合は、「被虐待者と虐待者のこれまでの人間関係」に起因するケースが高い傾向にある。「配偶者」が虐待者である場合は、「虐待者の介護疲れ」が最も高く、上位のほとんどが介護負担に関する要因であった。

虐待を引き起こす要因は様々であり、それぞれの要因が複雑に絡み合っていることが多い。

高齢者に関わる場合、続柄及び高齢者とその家族との人間関係をキャッチし、虐待のきっかけとなる危険な要因をどの程度抱えているのかを、十分に把握する必要がある。また、その把握した要因が虐待へと移行しないように、要因除去のために支援する必要がある。

< 具体的なリスク要因 >

(1) 高齢者自身

No	項目
1	日常生活において介護量が多い
2	認知症で、日常生活に支障があり介護を要する
3	コミュニケーションが困難である
4	精神的に依存心が強い
5	現状をあきらめている
6	家族や養護者に経済的な依存をしている
7	自己主張が強い(頑固・わがまま・強情等)
8	精神的障害がある
9	介護に対して抵抗する(不安・不満がある)
10	介護者に対し感謝の気持ちを表さない
11	過去に家族との確執があった
12	過去に養護者との確執があった

(2) 養護者自身

No	項 目
1	高齢である
2	認知症がある
3	持病がある
4	身体的障害がある
5	精神的障害がある
6	知的障害がある
7	性格に問題がある
8	介護疲れ（身体的・精神的）がある
9	介護する時間が長い（夜間の介護もしている）
10	仕事をしながら介護をしている
11	介護に対し高齢者の意向を聞き入れず、無視する
12	介護や認知症に関する知識が不足している
13	相談相手がいない
14	介護サービスを利用することに抵抗がある
15	世間体を気にする
16	経済的に困っている（不安がある）
17	失業し仕事がないために、精神的不安が強い
18	薬物、アルコールやギャンブル依存などの問題がある
19	過去に、高齢者との確執があった
20	過去に、家族との確執があった

(3) 家族の状態

No	項 目
1	家族間のこれまでの人間関係がよくない
2	複雑な家族構成である
3	被虐待者以外に世話の必要な家族がいる
4	経済的な問題を抱えている
5	介護や認知症に対して知識がない
6	介護や認知症に対して無関心である
7	キーパーソンがいない
8	世間体を気にする
9	家庭内において、暴力が当たり前のように理解されている
10	介護に協力者がいない(家族内・近隣)

[参 考]

(1) 成年後見制度について

成年後見制度の概要

ア 制度の背景

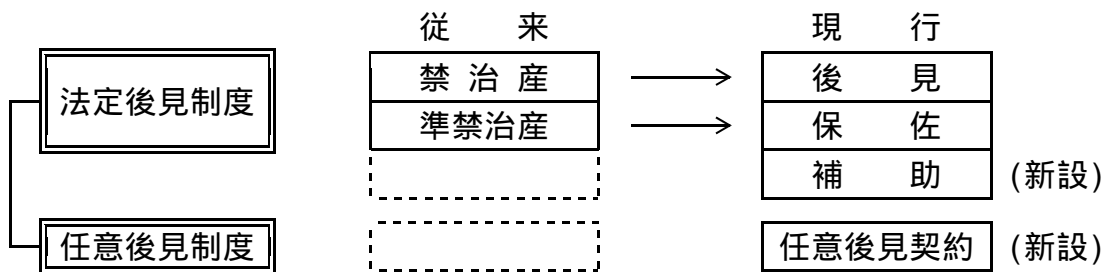
高齢化の進行に伴い、増大、多様化した福祉ニーズに応えるため、社会福祉の大きな改革が始まっている。平成12年4月の介護保険制度の実施を皮切りに、福祉サービスの利用が、行政の決定する「措置」から「契約」に変わってきた。

「契約」は、自己責任のもとに自己選択・自己決定を行うものであるが、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など、判断能力の不十分な人は、適切な福祉サービスを選択し、契約・利用することは困難である。

そこで、これらの方々を保護、支援するため、従来禁治産・準禁治産制度を改め、民法の一部改正等を行い、「自己決定の尊重の理念」と「本人の保護の理念」との調和を図った新しい成年後見制度が平成12年4月1日から施行されている。

成年後見制度等関連四法(平成11年12月8日公布、平成12年4月1日施行)

- ・民法の一部を改正する法律(補助・保佐・後見の制度の導入等)
- ・任意後見契約に関する法律(任意後見制度の創設)
- ・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(市町長申立権の付与規定の新設等)
- ・後見登記等に関する法律(成年後見登記制度の創設)



イ 制度の内容

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な人の保護(財産管理や身上監護)を代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う制度である。

家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」と、あらかじめ高齢者が任意後見人を選ぶ「任意後見」があり、「法定後見」には判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」がある。

「任意後見」は、高齢者の判断能力が不十分な状態になった場合に、高齢者があらかじめ締結した契約(任意後見契約)にしたがって、高齢者を保護するものである。任意後見契約では、代理人である任意後見人となるべき者や、その権限の内容が定められる。

身上監護とは、「生活、療養、看護に関する行為(契約締結、契約の履行の監視、費用の支払等)」をいう。

法定後見制度の申立て

ア 通常の申立て（親族等申立て）

- ・ 申立ては、高齢者本人・配偶者・四親等内の親族が行う。
- ・ 家庭裁判所は、申立てを受けて配偶者、法律・福祉関係者等のうちから援助者を選任する。

イ 援助者の種類（目安）

区分	高齢者の判断能力	援助人	備考
後見	全くない	成年後見人	必要に応じて、複数の人や法人を援助者として選任することがある。
保佐	特に不十分	保佐人	
補助	不十分	補助人	

ウ 手続の流れ

申 立 て	審判手続き		審判	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立書(戸籍謄本、住民票診断書等添付)提出 ・ 手続費用を予納 収入印紙 800円 (手数料) 登記印紙 4,000円 (援助者の登記) 郵便切手 3,200円程度 (通信費) 鑑定費用 50,000円 ~ 100,000円程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審問 必要に応じて家事審判官(裁判官)が事情聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査 家庭裁判所調査官が事情を調査 ・ 鑑定 医師が高齢者の能力を鑑定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な事情を考慮して、援助者の種類、支援内容等決定 	援助開始

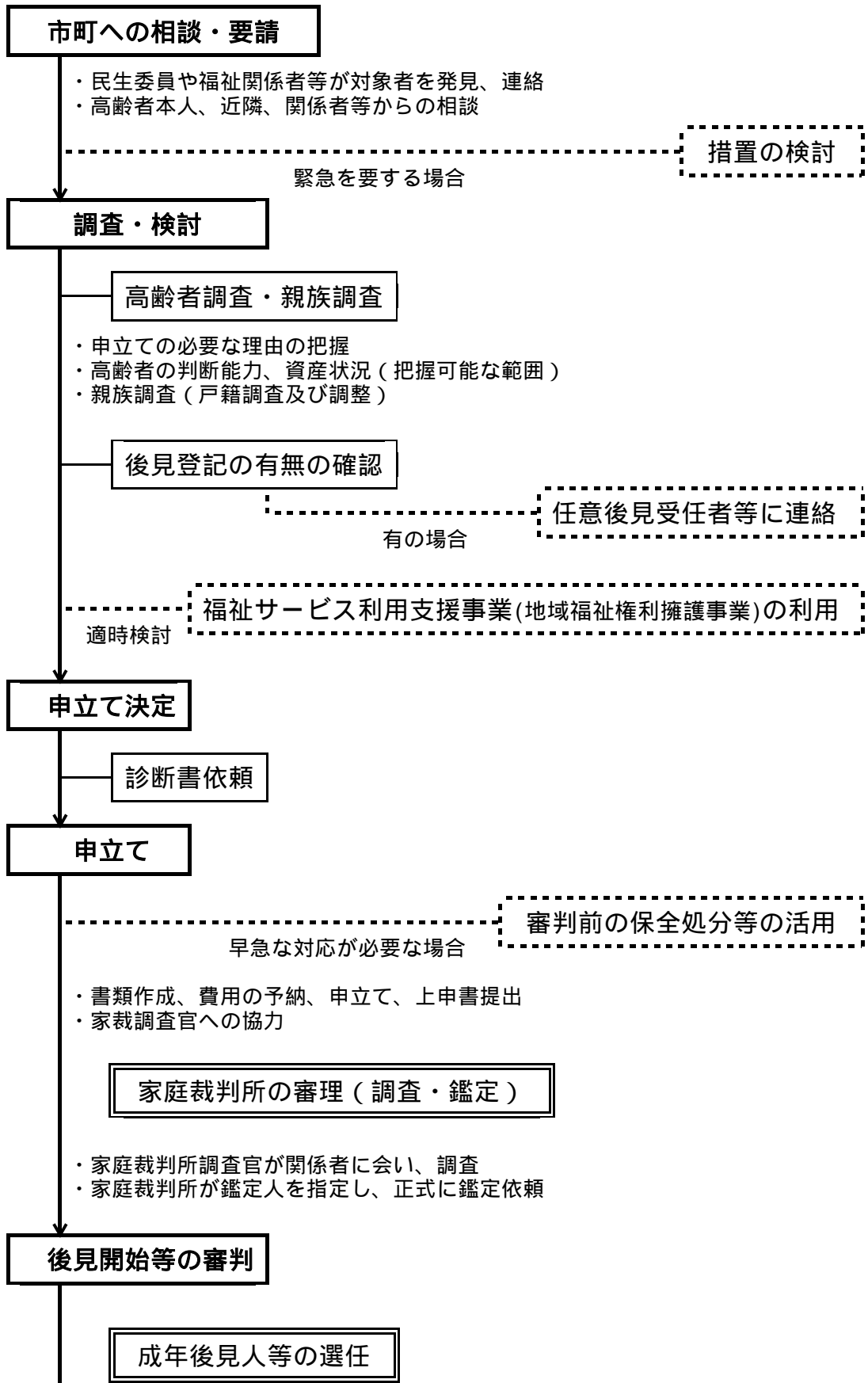
注：手続き費用は目安。

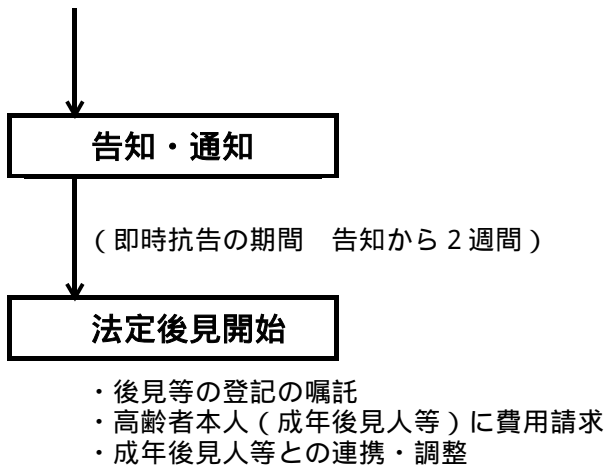
エ 市町長申立て

- ・ 親族が申立てできない場合で、特に必要があると認めるときは、市町村が申立てをすることができる。()
- ・ 申立て費用については、申立て人負担が法定されているが、高齢者に資産がある場合、申立て費用の回収を図ることができる。ただし、家庭裁判所は、必ずしも高齢者に費用負担の命令を発するとは限らず、結果的に市町の負担となることもある。

() 老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第27条の3、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2

< 市町長申立てフローチャート >





< 相談窓口 >

金沢家庭裁判所

相談日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く平日
8：30～17：00
電話番号：076-221-3225

高齢者・障害者支援センター (金沢弁護士会内)

相談日：土・日曜日・祝日・年末年始・8月14・15日を除く平日
9：00～16：30
電話番号：076-221-0242

成年後見センター・リーガルサポート石川県支部
(石川県司法書士会内)

相談日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く平日
10：00～16：00
電話番号：076-292-8133「へるぷねっといしかわ」

石川県社会福祉士会権利擁護センターばあとなあ

相談日：随時
電話番号：0767-28-8820(石川県社会福祉士会事務局)

成年後見人の選任について市町長申立の制度があるので、その場合は、市町の高齢者虐待相談等窓口へ

< Q & A >

Q 1 : 市町長はどういった場合に、老人福祉法第32条に基づく法定後見の開始の審判等の請求を行うことが想定されるのか。

A 1 : 老人福祉法第32条にいう「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」とは、高齢者に二親等内の親族がなかったり、これらの親族があっても音信不通の状況にある場合あるいは三親等又は四親等の親族であって、成年後見の申立をしようとする者の存在が明らかでないなどの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町長が高齢者の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいい、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用やそれに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合について、審判の請求を行うか否かを検討することになる者と考えられる。

Q 2 : 申立に際し、二親等内の親族の有無の調査及び存在した場合の協力態度につき、どこまで調査の必要があるか。

A 2 : 市町長が申立てた場合に、申立人にどこまで二親等内の親族の有無及びその協力態度の調査を求めるかということについて、家庭裁判所の側に定めはない。通常、家庭裁判所は、高齢者との関係が深い近親者の調査結果を考慮して審判するので、配偶者、子及び兄弟姉妹といった人々を中心に、同居したり生活交渉が多い人の調査を行っている。

なお、三親等又は四親等の親族であって、成年後見の申立をしようとする者の存在が明らかである場合には、市町長による申立は基本的に行わないことが適当である。

Q 3 : 成年後見人には、どのような人が選任されるのか。

A 3 : 成年後見人等に選ばれるための特別な資格は求められていない。

家庭裁判所が、成年後見人等を選任するには、高齢者の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人等となる者の職業及び経歴並びに高齢者との利害関係の有無、高齢者の意見その他一切の事情を考慮することになっている。

(民法第843条第4項、第876条の2第2項、第876条の7第2項)

* 成年後見人等になることができない人 (民法第847条)

ア 未成年者

イ 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

ウ 破産者

エ 被後見人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族

オ 行方の知れない者

以上は、民法上での欠格事由として明記されているが、選任にあたって家庭裁判所が考慮する事項から考えた場合、利益相反関係にある高齢者の入所施設関係者(施設長など)も原則的に選任されないことになる。

Q 4 : 成年後見を要する場合、成年後見人の選任まで時間がかかるため選任されるまでの間は措置の対象たる「やむを得ない事由」に該当するのか。

A 4 : 意思能力が欠けていること等により、契約によるサービス利用が期待できない状況であり、かつ、成年後見人の選任まで待たずに、サービスを提供する必要があると認められる場合は、後見人が選任されるまでの間、措置によりサービスを提供することも想定される。

なお、成年後見人が選任され、契約によるサービス利用が可能となったときは、措置ではなく介護保険制度によりサービスを利用いただくことになる。

(2) 福祉サービス利用支援事業について

制度の目的

福祉サービスの利用が、行政の決定する「措置」から利用者が自己選択・自己決定を行う「契約」へと変わったことで、成年後見制度の施行に併せて創設されたものであり、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な人の権利擁護に資することを目的としており、自立した地域生活がおくれるように、福祉サービスの利用援助を行うものである。

虐待対応における意義

高齢者虐待実態調査においては、認知症高齢者に対する経済的虐待や金銭的搾取などが生じている事例が多く報告されている。

このため、福祉サービス利用支援事業を利用することにより、判断能力が不十分であっても、安心して福祉サービスを受けることが可能であることから、支援策の一つとして検討してみることも必要である。

制度の概要

ア 法的根拠

社会福祉法第2条第3項第12号

イ 対象者

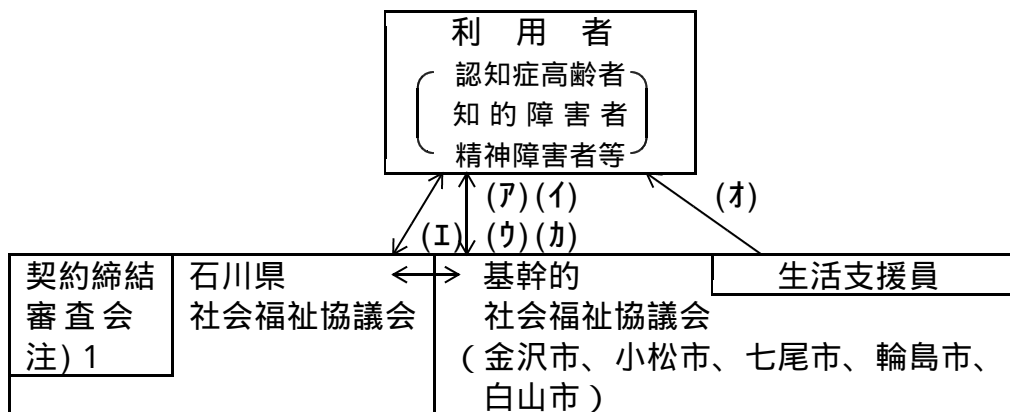
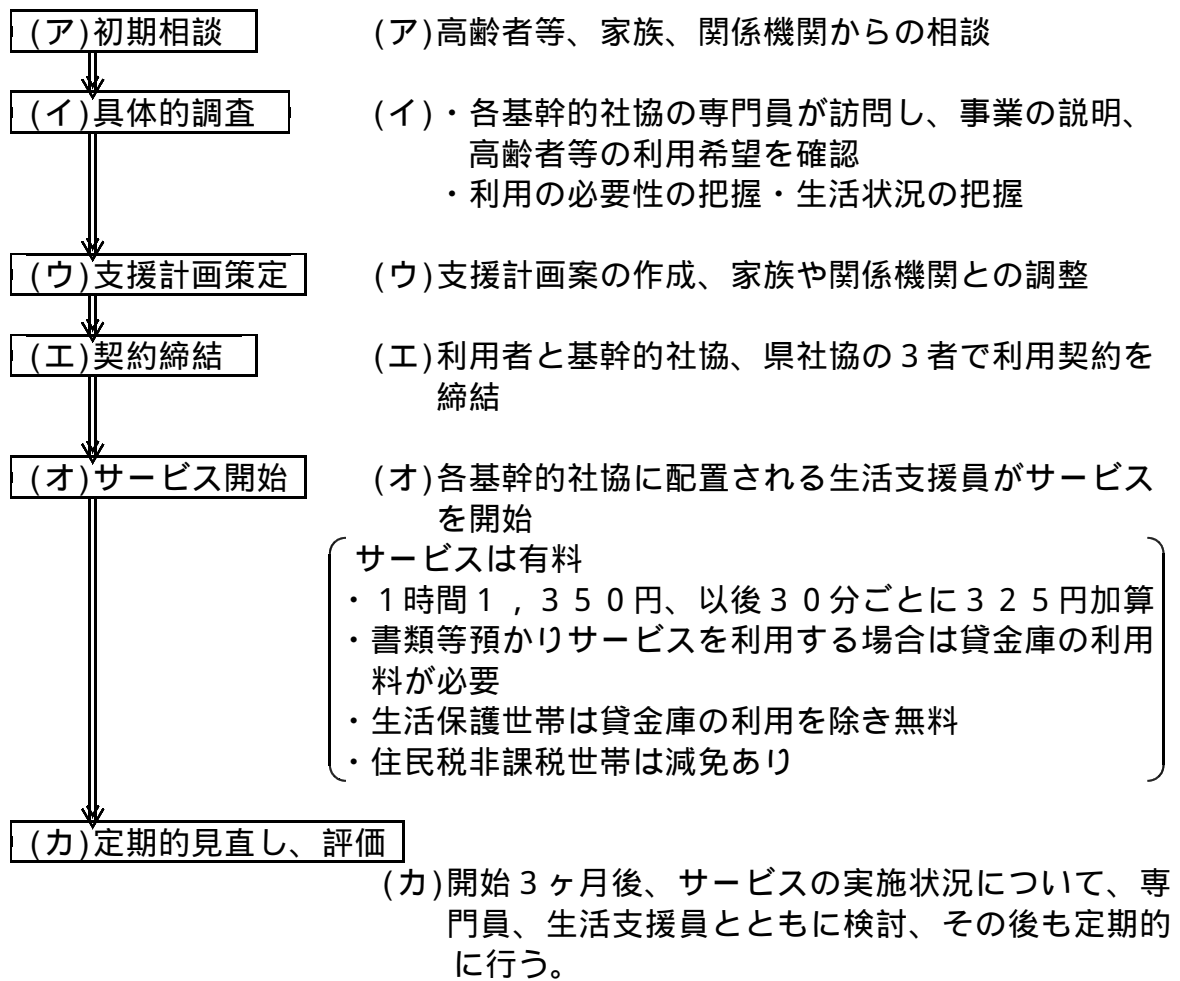
認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な方で、本事業の契約の内容について、判断できる能力を有している方。

ウ 実施主体 石川県社会福祉協議会

エ 援助内容

福祉サービスの利用援助
<ul style="list-style-type: none">・福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き・福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き・住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助・福祉サービスの利用料を支払う手続き
日常的金銭管理サービス
<ul style="list-style-type: none">・毎日の生活に必要なお金の出し入れ・医療費、公共料金、税金などの支払い・年金や福祉手当の受取りなど
書類等の預かりサービス
<ul style="list-style-type: none">・年金証書、権利証、保険証書、預金通帳、実印などの保管

オ 利用までの流れ



< Q & A >

Q 1 : 本事業を利用できる判断能力の程度はどの程度か。

A 1 : 本事業の対象者は判断能力が不十分な人が対象となる。
ただし本事業は契約により実施されるので、本事業の契約内容を理解し、高齢者等が契約を結べるだけの判断能力のある人が利用できることになる。
そのために、判断能力の状況を慎重に見極める必要があり、基幹的社協に配置されている専門員が契約締結判定ガイドラインに基づき判断することとなっているが、疑わしい場合は県社会福祉協議会に設置する契約締結審査会で最終的に判断されることとなっている。

Q 2 : 利用者の判断能力の喪失後は本事業の契約はどうなるのか。

A 2 : 本事業は判断能力が不十分な人を対象としているので、判断能力を喪失するとその時点で解約が必要となり、速やかに成年後見制度への移行を検討することが必要となる。

Q 3 : 成年後見制度を利用した場合の本事業の契約はどうなるのか。

A 3 : 本事業の利用希望者が契約内容について判断し得る能力を有していないと判断される者であっても、成年後見人制度の利用により、成年後見人等との間で福祉サービス利用支援事業の契約を締結することができる場合があるとされている。

つまり、成年後見制度や任意後見制度の利用者については、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人を代理人として、契約を締結し、援助をうけることができる。

Q 4 : 本事業を利用するには、どこに相談したらよいか。

A 4 : 各市町社協が相談窓口となっているので、住所地の社協に相談を行う。
(P 5 9 県内社会福祉協議会一覧 参照)
実施の支援計画の策定や契約、支援は基幹的社協が行うが、住所地の社協の相談窓口は、相談を受けた上で、基幹的社協につなげたり、契約後は本人の状況把握等に努める等の業務を行っている。

福祉サービス利用支援事業と成年後見制度対照表

区 分	福祉サービス利用支援事業	成年後見制度
法的根拠	社会福祉法、厚生労働省社会・援 護局長通知等	民法等、政省令、家事審判規則等
対 象 者 (認知症高齢者 知的障害者 精神障害者等)	精神上的理由により日常生活を営 むのに支障がある者	判断能力が不十分な者 = 補助 判断能力が特に不十分な者 = 保佐 判断能力が全くない者 = 後見
援 助 者	専門員・生活支援員	家庭裁判所の選任した後見人等
手 続	社協に対して申し込む (高齢者本人、関係者・機関、家 族等)	家庭裁判所へ申立て (高齢者本人、配偶者、四親等以 内の親族、検察官等、市町長)
意思能力の 確認・審査・ 診断	「契約締結ガイドライン」により 確認、あるいは契約締結審査会で 審査	医師の鑑定書・診断書を裁判所に 提出 (最高裁で鑑定書・診断書作成の 手引作成)
費 用	社会福祉事業として、 契約締結までの費用は公費補助、 契約後の援助は利用者負担 (生活保護利用者は公費助成)	後見の事務に関する費用、成年後 見人、監督人に対する報酬費用に ついて、高齢者本人の財産から支 弁することが原則
援助の特徴	生活に必要不可欠な福祉サービス の利用に関する情報提供、相談と 代理	法律行為を行う保護・支援制度代 理、取消、同意
援助の内容	(1)福祉サービスの情報提供、助言 (2)福祉サービスの利用援助 (介護保険等サービスの契約の 支援等) (3)日常的な金銭管理 (年金の受領や公共料金の支払 い等) (4)書類等の預かりサービス	財産管理等の法律行為 (1)同意権・取消権 (補助は家裁が定める「特定の 法律行為」、保佐は民法12 条1項各号所定の行為、成年 後見は日常生活に関する行為 以外の行為) (2)代理権 (補助・保佐は申立ての範囲内 で家裁が定める「特定の法律 行為」、成年後見は財産に関 するすべての法律行為)

福祉サービス利用支援事業相談窓口

＜ 県内社会福祉協議会一覧 ＞

社協名	郵便番号	所 在 地	電 話
石川県社会福祉協議会	920-8557	金沢市本多町3丁目1番10号 県社会福祉会館2階 石川県福祉サービス利用支援センター	(076)234 - 2556
金沢市社会福祉協議会	920-0864	金沢市高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館内	(076)231 - 3571
小松市社会福祉協議会	923-0961	小松市向本折町へ14-4 すこやかセンター内	(0761)22 - 3354
加賀市社会福祉協議会	922-0811	加賀市大聖寺南町二11-5 市民会館内	(0761)72 - 1500
能美市社会福祉協議会	923-1226	能美市緑が丘11丁目50番地1 辰口健康福祉センター内	(0761)51 - 6020
根上支所	929-0123	能美市中町子86番地 根上社会福祉センター内	(0761)55 - 0073
寺井支所	923-1121	能美市寺井町ぬめ48番地 健康福祉センター サンテてらい内	(0761)58 - 6896
辰口支所	923-1226	能美市緑が丘11丁目50番地1 辰口健康福祉センター内	(0761)51 - 6600
川北町社会福祉協議会	923-1267	川北町字壺ツ屋196番地 保健センター内	(076)277 - 1111
白山市社会福祉協議会	924-0863	白山市博労二丁目50番地 身障・老人福祉センターこがね荘内	(076)276 - 3151
松任支所	924-0863	白山市博労二丁目50番地 身障・老人福祉センターこがね荘内	(076)276 - 3151
美川支所	929-0204	白山市平加町又119番地1 美川ボランティアセンター内	(076)278 - 8555
鶴来支所	920-2104	白山市月橋町699番地2 鶴来老人福祉センター蓬萊荘内	(0761)92 - 2750
河内支所	920-2301	白山市河内町口直海イ66番地 かわちふるさと館内	(0761)93 - 4707
吉野谷支所	920-2327	白山市市原丁25番地 白山市吉野谷支所内	(0761)95 - 5139
鳥越支所	920-2375	白山市上野町ト22番地 鳥越老人福祉センター内	(0761)94 - 2446
尾口支所	920-2335	白山市女原ト46番地 白山市尾口支所内	(0761)96 - 7011
白峰支所	920-2501	白山市白峰八157番1地 福祉複合施設 カルテット内	(0761)98 - 8001
かほく市社会福祉協議会	929-1173	かほく市遠塚口52番地10 市七塚健康福祉センター内	(076)285 - 8885
高松支所	929-1215	かほく市高松ク40番地 市高松社会福祉センター内	(076)281 - 3175
宇ノ気支所	929-1125	かほく市宇野気ニ71番地2 市宇ノ気保健福祉センター内	(076)283 - 4098
野々市町社会福祉協議会	921-8815	石川郡野々市町本町5丁目18番5号 福祉センター内	(076)246 - 0112
津幡町社会福祉協議会	929-0393	河北郡津幡町字加賀爪ニ3番地 保健センター内	(076)288 - 6276
内灘町社会福祉協議会	920-0271	河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目161番地1 保健センター内	(076)286 - 6953
七尾市社会福祉協議会	926-8550	七尾市本府中町ヲ部38番地 七尾サンライフプラザ内	(0767)52 - 2099
田鶴浜支所	929-2121	七尾市田鶴浜町リ部6番地 健康福祉センターすこやか内	(0767)68 - 6617
中島支所	929-2243	七尾市中島町河崎又部50番地1 おにゆりの里内	(0767)66 - 1756
能登島支所	926-0211	七尾市能登島向田町に部16番地 市文化会館内	(0767)84 - 0205
羽咋市社会福祉協議会	925-8506	羽咋市鶴多町亀田17番地 保健福祉センター内	(0767)22 - 6231
志賀町社会福祉協議会	925-0141	羽咋郡志賀町字高浜町カ1番地1 富来行政センター内	(0767)32 - 1363
富来支所	925-0498	羽咋郡志賀町富来領家町甲10番地 就業改善センター内	(0767)42 - 2545
宝達志水町社会福祉協議会	929-1311	羽咋郡宝達志水町門前サ11番地 町民センターアステラス内	(0767)28 - 5520
志雄支所	929-1492	羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地1 中能登町役場鹿西庁舎内	(0767)29 - 8150
中能登町社会福祉協議会	929-1604	鹿島郡中能登町能登部下85部1番地 中能登町役場鹿西庁舎内	(0767)72 - 4123
輪島市社会福祉協議会	928-0001	輪島市河井町20部1-1 市文化会館2階	(0768)22 - 2219
門前支所	927-2153	輪島市門前町深田21-17-1 市民ふれあいの里健康増進センター内	(0768)42 - 0772
珠洲市社会福祉協議会	927-1214	珠洲市飯田町5部9番地 保健センター内	(0768)82 - 7751
穴水町社会福祉協議会	927-0027	鳳珠郡穴水町字川島タの38 能登町内浦福祉センター1階	(0768)52 - 0378
能登町社会福祉協議会	927-0602	鳳珠郡能登町字松波13字77番地 能登町内浦福祉センター1階	(0768)72 - 2322
能都支所	927-0441	鳳珠郡能登町字藤波12字14番7地 老人福祉センター笹ゆり荘内	(0768)62 - 0602
柳田支所	928-0331	鳳珠郡能登町字柳田礼部54番1地 老人福祉センター笹ゆり荘内	(0768)76 - 0088

印：基幹的社会福祉協議会

利用方法・利用料など詳細については、住所地を管轄する社会福祉協議会へ

(3) 地域支援事業について

介護保険法の一部改正により、市町（地域包括支援センター）において実施する地域支援事業として、高齢者の包括的支援事業（総合相談・支援及び権利擁護事業）等が盛り込まれた。

包括的支援事業（総合相談・支援及び権利擁護事業）

ア 事業の背景

これまで、例えば、成年後見制度について弁護士会や社会福祉協議会等が独自の取組みを行ってきたものの、制度を必要とする高齢者に対する十分な制度利用促進方策がなかったことから活用されてこなかった。そこで、高齢者と関係団体の取組みを橋渡しする事業等として包括的支援事業（総合相談・支援及び権利擁護事業）が創設された。とりわけ、国会における審議過程で、市町の任意事業から必須事業に改められたことに留意し、積極的な取組みが求められている。

イ 事業の内容

次に掲げる事項が想定されている。

- ・ 高齢者などからの権利擁護に関わる相談等に対応すること
- ・ 成年後見制度を円滑に利用できるよう、制度に関する情報提供を行ったり、成年後見人となるべき者をすすめることができる団体等の紹介を行うこと
- ・ 地域の様々な関係者によるネットワークを構築すること

任意事業

ア 制度の背景

既に他の市町で、成年後見の申立費用や後見人への報酬の補助等成年後見制度利用支援事業が行われていることなどを踏まえ、法律の趣旨に合致する限り、地域の実情に応じて創意工夫を活かした多様な事業が実施可能となるよう設けられたものである。

イ 事業の内容

地域の実情に応じ、様々な事業実施が想定されるが、参考までに例示すると次のようなものが考えられる。

- ・ 家族介護支援事業

- 介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するための家族介護継続支援事業など

- ・ その他事業

- 市町申立に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立に要する経費や成年後見人の報酬の助成を行う等の成年後見制度利用支援事業など

(4) 高齢者虐待に関する市町相談・届出・通報窓口

市町名	課名・機関名	住 所	電話番号	F A X 番号
南加賀地区	小 松 市	ふれあい福祉課	小松市小馬出町91番地	0761-24-8053 0761-23-0294
	加 賀 市	加賀市地域包括支援センター	加賀市大聖寺南町241番地(加賀市市民会館内)	0761-72-8186 0761-72-1665
	能 美 市	能美市高齢者支援センター (介護長寿課)	能美市来丸町1110番地	0761-52-8001 0761-52-8021
	川 北 町	福祉課	能美郡川北町字壱ツ屋196番地	076-277-1111 076-277-8355
石川中央地区	白 山 市	長寿介護課	白山市倉光二丁目1番地	076-274-9529 076-275-2211
		松任・美川地域包括支援センター	白山市倉光三丁目100番地	076-276-6200 076-276-6291
		鶴来・白山ろく地域包括支援センター	白山市鶴来本町四丁目785番地	0761-92-4800 0761-92-2752
		美川支所 健康福祉課	白山市美川字浜町3103番地	076-278-8117 076-278-7330
		鶴来支所 保険福祉課	白山市鶴来本町四丁目785番地	0761-92-1970 0761-92-2752
		河内支所 市民福祉課	白山市河内町口直海115番地	0761-92-1100 0761-93-2489
		吉野谷支所 市民福祉課	白山市市原丁25番地	0761-95-5011 0761-95-5440
		鳥越支所 市民福祉課	白山市別宮町170番地	0761-94-2011 0761-94-2305
		尾口支所 市民福祉課	白山市女原146番地	0761-96-7011 0761-96-7014
		白峰支所 市民福祉課	白山市白峰1130番地	0761-98-2011 0761-98-2445
	かほく市	かほく市地域包括支援センター	かほく市宇野気281番地	076-283-7122 076-283-1115
	野々市町	野々市町地域包括支援センター	石川郡野々市町三納18街区1番	076-227-6067 076-227-6252
	津 幡 町	健康福祉課高齢者支援係 (津幡町地域包括支援センター)	河北郡津幡町字加賀爪23番地	076-288-7926 076-288-4354
	内 灘 町	内灘町地域包括支援センター	河北郡内灘町字大学1丁目2番地1	076-286-6703 076-286-6704

市町名	課名・機関名	住 所	電話番号	F A X 番号
石川中央地区 金 沢 市	長寿福祉課	金沢市広坂1丁目1番1号	076-220-2288	076-260-7192
	泉野お年寄り福祉支援センター	金沢市泉野町6丁目15番5号	076-242-1131	076-242-8037
	元町お年寄り福祉支援センター	金沢市元町1丁目12番12号	076-251-0200	076-251-5704
	駅西お年寄り福祉支援センター	金沢市西念3丁目4番25号	076-234-5148	076-234-5104
	お年寄り地域福祉支援センターきしかわ	金沢市岸川町ほ5番地	076-257-7878	076-257-7200
	お年寄り地域福祉支援センターふくひさ	金沢市福久町71番地1	076-257-1323	076-257-7727
	お年寄り地域福祉支援センターかすが	金沢市春日町1番10号	076-253-4165	076-253-4170
	お年寄り地域福祉支援センターおおてまち	金沢市大手町9番1号	076-263-5517	076-263-5818
	お年寄り地域福祉支援センターさくらまち	金沢市桜町24番30号	076-222-5722	076-223-7715
	お年寄り地域福祉支援センターたがみ	金沢市田上本町45番地1	076-231-8025	076-231-8026
	お年寄り地域福祉支援センターもろえ	金沢市諸江町上丁231番地2	076-253-5078	076-232-5078
	お年寄り地域福祉支援センターくらつき	金沢市鞍月東1丁目9番地	076-237-8063	076-238-7624
	お年寄り地域福祉支援センターえきにしほんまち	金沢市駅西本町6丁目15番41号	076-233-1873	076-233-1874
	お年寄り地域福祉支援センターひろおか	金沢市広岡町2丁目1番7号	076-234-2129	076-234-7722
	お年寄り地域福祉支援センターかみあらや	金沢市上荒屋1丁目39番地	076-269-0850	076-269-0524
	お年寄り地域福祉支援センターきたづか	金沢市北塚町西440番地	076-240-4604	076-240-3377
	お年寄り地域福祉支援センターとびうめ	金沢市飛梅町2番1号	076-231-3377	076-231-3112
	お年寄り地域福祉支援センターみつくちしんまち	金沢市三口新町1丁目8番1号	076-263-7163	076-260-0635
	お年寄り地域福祉支援センターながさか	金沢市長坂町15番地	076-280-5111	076-280-5472
	お年寄り地域福祉支援センターいずみの	金沢市泉野町6丁目15番5号	076-242-1109	076-242-1109
	お年寄り地域福祉支援センターありまつ	金沢市有松5丁目1番7号	076-242-5510	076-242-2578
	お年寄り地域福祉支援センターやましな	金沢市山科町午40番地1	076-241-8165	076-241-1178
	お年寄り地域福祉支援センターまがえ	金沢市馬替2丁目136番地	076-298-6964	076-298-6984
	お年寄り地域福祉支援センター(ランチ) 第三万陽苑	金沢市三小牛町24字3番地1	076-280-6785	076-280-0061
	お年寄り地域福祉支援センター(ランチ) 第二金沢朱鷺の苑	金沢市上辰巳町10字211番地	076-229-3737	076-229-8080

市町名	課名・機関名	住 所	電話番号	F A X 番号	
能登中部地区	七尾市	高齢者支援課	七尾市袖ヶ江町4部25番地	0767-53-8463	0767-53-5990
		健康推進課(保健センター)	七尾市府中町7部38番地	0767-53-3623	0767-53-2748
		田鶴浜支所 民生課	七尾市田鶴浜町7部6番地	0767-68-6612	0767-68-2009
		田鶴浜健康福祉プラザさつき苑	七尾市田鶴浜町8部3番地	0767-68-3230	0767-68-3230
		中島支所 民生課	七尾市中島町中島甲部170番地	0767-66-2343	0767-66-1970
		中島健康福祉センターすこやか	七尾市中島町河崎2部50番地1	0767-66-8282	0767-66-0267
		能登島支所 民生課	七尾市能登島向田町る部1番地	0767-84-1110	0767-84-1311
		能登島総合健康センター	七尾市能登島向田町る部8番地1	0767-84-0066	0767-84-0210
		七尾市地域包括支援センター	七尾市本府中町7部38番地	0767-53-5789	0767-53-4100
		七尾市在宅介護支援センターあっとほーむ若葉	七尾市矢田町22号七株田12番地5	0767-53-8713	0767-53-8717
		七尾市在宅介護支援センターけいじゅ	七尾市富岡町94番地	0767-54-0080	0767-52-3657
		七尾市在宅介護支援センターさはら	七尾市石崎町夕部28-7	0767-62-3765	0767-62-3733
		七尾市在宅介護支援センターえんやま	七尾市千野町に部10番地	0767-57-8605	0767-57-8603
		田鶴浜七尾市在宅介護支援センター	七尾市田鶴浜町7部27番地	0767-68-6370	0767-68-6363
		七尾市在宅介護支援センター寿老園	七尾市中島町鹿島台は部14番地1	0767-66-1255	0767-66-1211
羽咋市	羽咋市地域包括支援センター	羽咋市旭町7200番地	0767-22-5314	0767-22-3995	
志賀町	志賀町地域包括支援センター	羽咋郡志賀町字末吉千古1番地1	0767-32-1111	0767-32-3933	
宝達志水町	健康福祉課 宝達志水町地域包括支援センター	羽咋郡宝達志水町門前911番地	0767-28-8110	0767-28-5569	
中能登町	中能登町地域包括支援センター	鹿島郡中能登町能登部下93-21 (保健センターろくせい内)	0767-72-2697	0767-72-2738	
能登北部地区	輪島市	健康推進課 (輪島市地域包括支援センター)	輪島市二ツ屋町2字29番地	0768-23-1136	0768-23-1135
		門前総合支所 健康福祉課	輪島市門前町字走出6の69番地	0768-42-9918	0768-42-3579
	珠洲市	福祉課	珠洲市上戸町北方1字6番地の2	0768-82-7746 0768-82-7749	0768-82-8138
	穴水町	穴水町地域包括支援センター	鳳珠郡穴水町字川島夕の38番地	0768-52-3378	0768-52-3320
能登町	内浦庁舎 長寿介護課 (能登町地域包括支援センター)	鳳珠郡能登町字松波13字75番地	0768-72-2502	0768-72-8002	

(5) 関係団体相談窓口

相 談 窓 口	開設日・時間等	電話番号	相談内容
石川被害者サポートセンター	火・木 18:00～21:00 水・金・土 12:00～18:00	076-234-7830	犯罪等による被害
シルバーこころの電話 (金沢こころの電話)	月～金 18:00～20:45 土 15:00～20:45 日・祝・振替休 9:00～20:45	076-260-7272	孤独・人生の不安 家族・対人関係 病気等
呆け老人をかかえる家族の会	毎週 月 13:00～17:00 毎週 木 13:00～16:00	076-231-3571 076-261-2036	認知症の介護相談
高齢者・障害者支援センター (金沢弁護士会内)	月～金 9:00～16:30	076-221-0242	生活・財産の 法律相談

(6) 県における認知症等関連相談窓口

相 談 窓 口	開設日・時間等	電話番号	相談内容
石川県南加賀保健福祉センター	(一般相談) 月～金 8:30～17:15 (専門医相談) (予約制) 毎月第 1・3 木 13:30～15:30	0761-22-0796	こころの相談
石川県南加賀保健福祉センター 加賀地域センター	(一般相談) 月～金 8:30～17:15 (専門医相談) (予約制) 毎月第 4 水 13:30～15:00	0761-76-4300	
石川県石川中央保健福祉センター	(一般相談) 月～金 8:30～17:15 (専門医相談) (予約制) 毎月第 1・3 火 13:30～15:30 第 2・4 火 14:00～16:00	076-275-2250	
石川県石川中央保健福祉センター 河北地域センター	(一般相談) 月～金 8:30～17:15 (専門医相談) (予約制) 毎月第 2・4 火 13:30～15:30	076-289-2177	
石川県能登中部保健福祉センター	(一般相談) 月～金 8:30～17:15 (専門医相談) (予約制) 毎週木 13:30～15:00	0767-53-2482	
石川県能登中部保健福祉センター 羽咋地域センター	(一般相談) 月～金 8:30～17:15 (専門医相談) (予約制) 毎月第 2・4 木 14:00～15:30 第 3 金 13:00～14:00	0767-22-1170	
石川県能登北部保健福祉センター	(一般相談) 月～金 8:30～17:15 (専門相談) (予約制) 毎月第 1・3 月 13:30～15:30 第 2・4 金 14:00～16:00	0768-22-2011	
石川県能登北部保健福祉センター 珠洲地域センター	(一般相談) 月～金 8:30～17:15 (専門医相談) (予約制) 毎月第 1 金 13:00～15:00 第 3 金 14:00～16:00 第 4 金 14:00～16:00 (第 4 金は、5,8,11月のみ)	0768-84-1511	
石川県こころの健康センター	(電話相談) 月～金 8:30～17:15 (面接相談) (予約制)	076-238-5761	
こころの相談ダイヤル (石川県こころの健康センター)	(電話相談) 月～金 9:00～16:00	076-237-2700	
石川県老人性認知症センター (石川県立高松病院)	(原則) 平日 9:00～17:00	076-281-2600	認知症の専門相談
南加賀老人性認知症センター (加賀神経サナトリウム)	(原則) 平日 9:00～17:00	0761-72-7031	認知症の専門相談
能登中部老人性認知症センター (公立能登総合病院精神センター)	(原則) 平日 9:00～17:00	0767-54-0089	認知症の専門相談
警察安全相談 (石川県警察本部)	(電話相談) 24 時間対応 (面接相談) 月～金 9:00～17:45	# 9 1 1 0 076-225-9110	警察業務全般
石川県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	(面接相談) 月～金 8:30～17:15	076-223-8655	D V の相談
女性なんでも相談室 (石川県女性センター)	(面接相談) 月～金 9:00～17:00 (特別相談:弁護士等) (予約制) 毎月第 1～第 4 水 13:00～16:00 (電話相談) 月～金 9:00～17:00	076-231-7331	女性の悩み全般

(7) 石川県高齢者虐待総合対策検討会委員名簿

氏名	所属・役職等
浅見 美千江	(社)石川県医療在宅ケア事業団訪問看護管理部長
井沢 恵美子	(社)呆け老人をかかえる石川家族の会代表
石原 一秀	石川県警察本部生活安全企画課課長補佐
今井 由夫	輪島市長寿保健課長補佐
浦田 一代	弁護士
岡崎 博	津幡町健康福祉課長
加藤 義博	石川県医師会副会長
川島 ひろ子	石川中央保健福祉センター所長
北中 勇	石川県老人保健施設協議会会長
北本 廣吉	石川県在宅介護支援センター協議会副会長
久藤 妙子	石川県老人福祉施設協議会会長
高田 博	石川県民生委員児童委員協議会連合会会長
多田 治夫	金沢大学名誉教授
鶴山 務	石川県町会区長会連合会会長
堂前 美栄子	石川県介護支援専門員協会理事
中山 外美	(財)石川県老人クラブ連合会副会長
仁地 美代	石川県ホームヘルパー協議会会長
濱名 久司	石川県社会福祉協議会専務理事
牧田 洋一	金沢家庭裁判所主任家庭裁判所調査官
眞館 和溥	石川県人権擁護委員連合会会長

委員 20 人 : 委員長

(五十音順、敬称略)

(8) 関係法令等

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

〔平成 17 年 11 月 9 日〕
法律第 124 号

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条 第 5 条)
- 第 2 章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等 (第 6 条 第 19 条)
- 第 3 章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等 (第 20 条 第 25 条)
- 第 4 章 雑則 (第 26 条 第 28 条)
- 第 5 章 罰則 (第 29 条・第 30 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この法律において「高齢者」とは、65 歳以上の者をいう。
- 2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第 5 項第 1 号の施設の業務に従事する者及び同項第 2 号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。
- 3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設若しくは同法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 8 条第 20 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第 24 項に規定する介護老人福祉施設、同条第 25 項に規定する介護老人保健施設、同条第 26 項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第 115 条の 39 第 1 項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - 八 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - 二 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス事業、同条第 14 項に規定する地域密着型サービス事業、同条第 21 項に規定する居宅介護支援事業、同法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービス事業、同条第 14 項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第 18 項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

（国及び地方公共団体の責務等）

- 第 3 条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

- 第 4 条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

- 第 5 条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、

高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第6条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第8条 市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第9条 市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第10条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第1号若しくは第2号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第11条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の39第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第12条 市町村長は、前条第1項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第13条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第14条 市町村は、第6条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第15条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第16条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第20条の7の

2 第1項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の39第3項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第17条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第6条の規定による相談、指導及び助言、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第14条第1項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第1項の規定により第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第18条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第19条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第21条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する

養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第18条の規定は、第1項から第3項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第3項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第22条 市町村は、前条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第23条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第1項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第24条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報若しくは同条第4項の規定による届出を受け、又は都道府県が第22条第1項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第25条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第4章 雑則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他的高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第27条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第28条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第5章 罰則

第29条 第17条第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 正当な理由がなく、第11条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成18年4月1日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（居宅における介護等）

第10条の4 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

- 一 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第5条の2第2項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。
- 二 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者（養護者を含む。）を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人デイサービスセンター等」という。）に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。
- 三 65歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第5条の2第4項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人短期入所施設等」という。）に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。
- 四 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第5条の2第5項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。
- 五 65歳以上の者であつて、認知症（介護保険法第8条第16項に規定する認知症をいう。以下同じ。）であるために日常生活を営むのに支障があるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第5条の2第6項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

(老人ホームへの入所等)

第11条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

- 一 65歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。
- 二 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。
- 三 65歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不適當であると認められるものの養護を養護受託者(老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適當と認めるものをいう。以下同じ。)のうち政令で定めるものに委託すること。

(審判の請求)

第32条 市町村長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。

後見登記等に関する法律

(平成11年12月8日)
法律第152号

(趣旨)

第1条 民法(明治29年法律第89号)に規定する後見(後見開始の審判により開始するものに限る。以下同じ。)、保佐及び補助に関する登記並びに任意後見契約に関する法律(平成11年法律第150号)に規定する任意後見契約の登記(以下「後見登記等」と総称する。)については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

民法

〔 明治 29 年 4 月 27 日
法律第 89 号 〕

（後見開始の審判）

第 7 条 精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ヲ欠ク常況ニ在ル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、4 親等内ノ親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又ハ検察官ノ請求ニ因リ後見開始ノ審判ヲ為スコトヲ得

（保佐開始の審判）

第 11 条 精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ガ著シク不十分ナル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又ハ検察官ノ請求ニ因リ保佐開始ノ審判ヲ為スコトヲ得但第 7 条ニ定メタル原因アル者ニ付テハ此限ニ在ラズ

（保佐人）

第 11 条ノ 2 保佐開始ノ審判ヲ受ケタル者ハ被保佐人トシテ之ニ保佐人ヲ付ス

（被保佐人の能力の制限）

第 12 条 被保佐人カ左ニ掲ケタル行為ヲ為スニハ其保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但第 9 条但書ニ定メタル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ

一～九 省略

家庭裁判所ハ第 11 条本文ニ掲ゲタル者又ハ保佐人若クハ保佐監督人ノ請求ニ因リ被保佐人カ前項ニ掲ケサル行為ヲ為スニモ亦其保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル旨ノ審判ヲ為スコトヲ得 但第 9 条但書ニ定メタル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ
～ 省略

（補助開始の審判）

第 14 条 精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ガ不十分ナル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又ハ検察官ノ請求ニ因リ補助開始ノ審判ヲ為スコトヲ得但第 7 条又ハ第 11 条本文ニ定メタル原因アル者ニ付テハ此限ニ在ラズ

～ 省略

（被補助人の能力の制限）

第 16 条 家庭裁判所ハ第 14 条第 1 項本文ニ掲ゲタル者又ハ補助人若クハ補助監督人ノ請求ニ因リ被補助人ガ特定ノ法律行為ヲ為スニハ其補助人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル旨ノ審判ヲ為スコトヲ得但其同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ハ第 12 条第 1 項ニ定メタル行為ノ一部ニ限ル

～ 省略

社会福祉法

〔 昭和 26 年 3 月 29 日
法律第 45 号 〕

(定義)

第 2 条 この法律において「社会福祉事業」とは、第 1 種社会福祉事業及び第 2 種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第 1 種社会福祉事業とする。

一～七 省略

3 次に掲げる事業を第 2 種社会福祉事業とする。

一～十一 省略

十二 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

十三 省略

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

〔 平成 11 年 3 月 31 日
厚生省令第 37 号 〕

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

第 23 条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによものとする。

一 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

二 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

三 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第64条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第68条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第七十条第一項に規定する訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。

二 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

三 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行う。

四 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

五 特殊な看護等については、これを行ってはならない。

老人ホームへの入所措置等の指針について

(昭和 62 年 1 月 31 日
社老第 8 号 局長通知)

第一 入所措置の目的

老人福祉法(昭和 33 年法律第 133 号。以下「法」という。)第 11 条の規定による養護老人ホーム等への入所等の措置は、65 歳以上のものであって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものに対して、心身の状況、その置かれている環境、居宅における介護等の措置の可能性等を総合的に勘案して、最も適切なものとして行われるよう努めなければならない。

なお、同条第 1 項第 2 号の規定による特別養護老人ホームへの入所の措置については、やむを得ない事由により介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときに限られるものであるが、「やむを得ない事由」としては、

- (1) 本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合、
 (2) 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合
 等が想定されるものである。

介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について

平成 11 年 11 月 12 日
 老企第 29 号 課長通知

(別紙 4) 課題分析標準項目
 基本情報に関する項目 省略
 課題分析 (アセスメント) に関する項目

No	標準項目名	項目の主な内容 (例)
10	健康状態	利用者の健康状態 (既往歴、主傷病、症状、痛み等) について記載する項目
11	A D L	ADL (寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排泄等)
12	I A D L	IADL (調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等) に関する項目
13	認知	日常の意志決定を行うための認知能力の程度に関する項目
14	コミュニケーション能力	意思の伝達、視力、聴力等のコミュニケーションに関する項目
15	社会との関わり	社会との関わり (社会的活動への参加意欲、社会との関わりの変化、喪失感や孤独感等) に関する項目
16	排尿・排便	失禁状況、排尿排泄後の後始末、コントロール方法、頻度などに関する項目
17	じょく瘡・皮膚の問題	じょく瘡の程度、皮膚の清潔状況等に関する項目
18	口腔衛生	歯・口腔内の状態や口腔衛生に関する項目
19	食事摂取	食事摂取 (栄養・食事回数・水分量等) に関する項目
20	問題行動	問題行動 (暴言暴行、徘徊、介護の抵抗、収集癖、火の不始末、不潔行為、異食行動等) に関する項目
21	介護力	利用者の介護力 (介護者の有無、介護者の介護意思、介護負担、主な介護者に関する情報等) に関する項目
22	居住環境	住宅改修の必要性、危険箇所等の現在の居住環境について記載する項目
23	特別な状況	特別な状況 (虐待、ターミナルケア等) に関する項目

(9) 全国介護保険担当課長会議資料

平成 1 2 年度以降の「やむを得ない事由による措置」の取り扱いについて

〔 全国介護保険担当課長会議資料より
平成 1 1 年 9 月 1 7 日開催 〕

介護保険施行法による改正後の老人福祉法においては、

- ・ 訪問介護
- ・ 通所介護
- ・ 短期入所生活介護
- ・ 痴呆^{*1}対応型共同生活介護
- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

について、やむを得ない事由により介護保険給付を利用することが著しく困難であるときは、市町村が措置を採る仕組みを存続させている。（改正後の老人福祉法第 1 0 条の 4 第 1 項、第 1 1 条第 1 項第 2 号）

これは、やむを得ない事由により、事業者との「契約」による介護サービスの利用やその前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたい者に対し、職権をもって介護サービスの提供に結びつける趣旨である。

「やむを得ない事由」の解釈

「やむを得ない事由」としては、

本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合、

痴呆^{*1}その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合、

などを想定しており、例えば年齢要件から介護保険給付を利用することができない者について「やむを得ない事由」に該当するとして措置を採ることは想定していない。

この要件を満たす場合には、措置の一環として要介護認定と同一の手続きを実施し、やむを得ない事由が次のようなことにより消滅した時点で、措置を解除し、契約に移行することとする。

- ・ 特養に入所すること等により、家族等の虐待又は無視の状況から離脱し、介護サービスの利用に関する「契約」やその前提となる要介護認定の「申請」を行うことができるようになったこと。
- ・ 成年後見制度等に基づき、本人を代理する補助人等を活用することにより、介護サービスの利用に関する「契約」やその前提となる要介護認定の「申請」を行うことができるようになったこと。

「やむを得ない事由による措置」について

（全国介護保険担当課長会議資料より）
平成15年9月8日開催

老人福祉法上、市町村は職権による措置（やむを得ない事由による措置）を行うことができることとされているが、介護保険の施行後、こうした措置制度への認識が希薄な市町村が出てきているのではないかとの指摘がある。

一方、要介護高齢者の中には家族から虐待を受けている事例があるとの報道があり、このような場合には、「やむを得ない事由による措置」の実施が求められるところである。

したがって、各都道府県におかれては、管内の市町村に対し、必要な場合には適切に措置を行うよう指導の徹底を図られたい。

なお、一部の市町村において、家族が反対している場合には措置を行うことは困難であるとの誤った見解が示されているが、「やむを得ない事由による措置」は、高齢者本人の福祉を図るために行われるべきものであり、高齢者本人が同意していれば、家族が反対している場合であっても、措置を行うことは可能である。

また、高齢者の年金を家族が本人に渡さないなどにより、高齢者本人が費用負担できない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うべきときは、まず措置を行うことが必要である。

更に、高齢者本人が指定医の受診を拒んでいるため要介護認定ができない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うことは可能であるので、これらの諸点について、管内の市町村に周知徹底願いたい。

高齢者虐待は、特に痴呆性^{*1}高齢者の権利擁護と密接な関係を有する問題であり、必要に応じて成年後見制度の活用に結びつけていくための支援が求められる。

各都道府県におかれては、管内の市町村に対して、成年後見等開始審判の市町村長申立制度や、成年後見制度利用支援事業（介護予防・地域支え合い事業のメニュー事業^{*2}）の積極的な活用が図られるよう指導願いたい。

*1・・・「痴呆」及び「痴呆性」は「認知症」に改められた。

*2・・・平成18年度からは「地域支援事業の任意事業」と改められる。

(10) 参考文献

- 「高齢者虐待に挑む - 発見, 介入, 予防の視点 - 」
高齢者虐待防止研究会編 津村智恵子他 2004.7.1
- 「在宅における高齢者虐待防止マニュアル作成・普及事業」(研究事業報告書)
平成13年度厚生労働省 老人保健事業推進費等補助金
日本訪問看護振興財団 2002.3月
- 「高齢者虐待を未然に防ぐため～高齢者虐待 早期発見の手引～」
朝日新聞厚生文化事業団 大國美智子監修 2002.3月
- 「2004年地域福祉権利擁護事業推進マニュアル」
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 2004.3.31
- 「成年後見制度 市町村長申立ての手引き」
大阪成年後見制度研究会 2004.3月
- 「横須賀市高齢者虐待防止事業報告書～事業立ち上げのために～」
横須賀市高齢者虐待防止センター 2004.3月
- 「処遇困難ケース対応マニュアル～やむを得ない事由による措置を中心として～」
群馬県保健福祉部 高齢者政策課 2004.3.8
- 「やむを得ない事由による措置(特養への入所措置)事務手引き」
宮城県保健福祉部 長寿社会政策課 2004.2月
- 「成年後見制度及び福祉サービス利用援助事業の利用の手引～判断能力が不十分な人への契約支援～」
東京都福祉局 2001.4月



平成18年3月

石川県健康福祉部長寿社会課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
TEL 076-225-1416
FAX 076-225-1418
E-mail kaigo@pref.ishikawa.jp
URL <http://www.pref.ishikawa.jp/ansin/index.html>